

# 八王子におけるこれからの都市間交流

はじめに

## 都市間交流 その基礎にあるもの、その先にあるもの

### 1. 基礎自治体の二つの課題：政策選択とガバナンス

今日の自治体、特に基礎自治体の置かれている環境を我々はどう評価すべきなのか。経済と社会の両面で大きな環境変動が進む中、これに対応すべく分権改革や市町村合併など種々の改革がすでに一定程度進行している。しかし、そうした改革も、最終的には相当の時間を要するより大きな制度改革の始まりをつけるものにすぎないのかもしれない。言い換えれば、政治と公共サービスの基礎単位たる自治体の枠組みとその行財政のありようを根本的に再編していく、その長いプロセスのとば口に立たされているとみてよい。

このような認識に立つならば、分権時代の自治体にとって、次の二つの課題の継続的検討が不可避と思われる。第一の課題は中・長期の視点を維持しつつ、ハード、ソフトの両面でどのような政策をいかなる優先順位のもとに展開していくのかについて明確なヴィジョンを打ち出さねばならないという課題である。「あれもこれも」という時代は終わった。「あれかこれか」について厳しい選択をせまられている。

第二の課題は、そうした政策の形成（選択）・執行・評価を左右するガバナンス（情報公開と住民の参加・参画を重視した合意形成と都市経営の仕組みと実践）をよりよく作動させていくために、必要な改革や実践を更に積極的に進めるということにある。

基礎自治体とりわけ都市政府（行政・議会からなる地方政府）部門の本質的責務は、大別して「社会管理」と「空間管理」に整理することができる。言い換えれば、住民の暮らしや安心を支えるとともに、その環境の質をより高くアメニティ豊かで安全なものにしていく責務を担っている。「社会」と「空間」に生きる主体をより具体的に意識するならば、都市政府が真正面から向き合わねばならない対象は「住民」や「地域」をおいてほかにはない。上に整理した自治体の二つの今日的課題は、住民・地域と都市政府とのこうした基本的関係を大前提として確認されるべきことからである。

### 2. 求められる都市間交流

このように現代の基礎自治体の置かれている状況や課題を整理するとき、自ずと今一つの、第三の課題に突き当たることになる。すなわち社会・経済環境の大きな変動を前提にして、種々の政策課題の解決に最もふさわしい自治体の枠組みや都市規模、また行政の組織体制のあり方とはどのようなものかという課題である。

都市経営における透明性と社会的公平の重要性は指摘するまでもない。具体的手法について留意すべき点が多々あるとはいえ、経済性と効率性もそれに劣らず重要である。更に公共サービスの社会的効果つまり住民満足度の向上や政策効果のモニタリングが従前にもまして強く求められている。それらをどう追求していくべきなのか。現状の自治体の枠組みや行政体制で果たして可能なのか。

一例として「はこもの」に注目してみよう。「自治体フルセット主義」なる言葉はもはや死語

と化したとみるべきかもしれない。正確に言えば、必要とされる公の施設それ自体のあり方が社会状況の変化とともに変わってきたとの視点が必要である。現代のような社会であればこそ、依然不足していると判断される地域施設もありうる。各自治体で責任をもって整備すべきもの、そうとは言えないもの、その仕分けが求められている。

いずれにせよ、限られた財源を高い透明性をそなえた仕組みの中で、どうすれば住民本位に活かしていくことができるのか。上記三つの課題の根底にあるより大きな本質的問題はこの点にある。都市間（自治体間）の垣根をこえた交流、協力、連携の在り方を各自治体がどのように位置づけ、具体的な取り組みを通して広く公共サービスの充実を図っていく必要があるのか。現状ではどのような点に課題があるのか。更なる検討が必要である。

### 3．都市間交流の多様性と可能性・その担い手と未来

さて一部事務組合であれ複合事務組合であれ、従前の広域行政の実績や成果に注目すれば、自治体がすべての政策を自己責任のもと自力で展開しているということは現実にはないとみてよい。程度の差はあれ、すべての自治体が他の自治体との協力・連携の関係を築きながら具体的課題の解決にあたってきている。潤沢な財源の確保が困難と予想される一方で、政策課題が多岐にわたる現実の中、こうした自治体間の交流・協力・連携の関係は今後更に強化されこそすれ、弱まっていくとは考えにくい。

ではこうした自治体間の絆を今後どう強化し責任ある体制を築くことが必要なのだろうか。そもそも自治体間の現実の交流は実に多様であり、絆の強さも様々であると予想される。その成果やメリットはどのように自覚され、関連施策に活かされているのだろうか。他方で交流に伴う諸課題はすでに明らかになっているのだろうか。

「都市間交流」といえばややもすると狭く捉えられる傾向があるのかもしれない。姉妹都市交流のような文化事業や廃棄物の共同処理など、具体的に目に見える活動や事業が、行政・住民の双方にとって、「交流」や「協力・連携」の典型と理解されているきらいもある。その一方で、行政主導の自治体政策づくりに直接・間接に関わる情報交換の場が相当に多いこともすでに先行調査から明らかになっている。こうした場合は日々の行政活動の中でどのように位置づけられているのか。どこに課題があるのか。

また、現状では行政がリードするものであっても、文化・芸術・スポーツ活動のように、また災害時の対応のように、住民・市民の理解と積極的な参加・協力なくして所期の成果をあげ得ない交流もある。このことは、都市間交流が、行政のリーダーシップのみならず、住民・市民の自治意識と市民活動、そのネットワークのあり方にも大きく左右されるということを示唆する。最終的に住民主導で展開する交流活動もあり得るとすれば、こうした住民・市民ベースの交流や参加を今後どう活性化していくかも重要な検討課題である。

以上のように、広く都市間の「交流」について今後のあり方を考えようとするとき、改めて検討すべきことはけっして少なくない。その検討は、上述のように、近未来の自治体のあり方を考える基礎ともなる。そもそも異質な主体との交流は、摩擦を含めてそれ自体が様々な刺激に満ちたものであり、積極的な姿勢で臨むならば必ず新しい発想、気づき、発見につながる。その意味では自ら進んで求めていく必要もあろう。

以下、こうした問題意識を基礎にして、八王子市における多様な交流を手がかりにその実際を把握し、都市間交流のメリットや課題を探るとともに、今後の交流のあり方を考えてみたい。

## 八王子市都市政策研究会議 研究会メンバー

### 【都市政策アドバイザー】

羽貝 正美 (はがい まさみ) 首都大学東京都市環境学部教授  
 前田 成東 (まえだ しげとう) 東海大学政治経済学部教授

### 【職員研究員】

朝日 知恵子 (あさひ ちえこ) 税務部納税課主事  
 石渡 正起 (いしわた まさき) 総合政策部政策審議室主査  
 倉田 直子 (くらた なおこ) 生涯学習スポーツ部生涯学習総務課主任  
 設楽 いづみ (したら いづみ) 市民活動推進部学園都市文化課課長補佐兼主査  
 高橋 徹雄 (たかはし てつお) まちなみ整備部開発指導課主任  
 永松 宏一 (ながまつ こういち) 総務部法制課主事  
 前川 健一 (まえかわ けんいち) 環境部ごみ減量対策課主事  
 武藤 雅彦 (むとう まさひこ) 環境部北野清掃工場主任

## 報告書の構成と執筆分担

**はじめに 都市間交流 その基礎にあるもの、その先にあるもの** pp. 2 - 3 羽貝

**八王子市都市政策研究会議 研究会メンバー・報告書の構成と執筆分担** p. 4 事務局

**第1章 都市間交流と八王子** pp. 5 - 9  
 執筆担当：倉田・前川

**第2章 八王子市における都市間交流の現状 計量的調査に基づく分析** pp.10-26  
 執筆担当：武藤・永松  
 調査票作成及び集計、分析時の意見交換は研究員全員

**第3章 都市間交流事業の事例から ヒアリング調査に基づく分析** pp.27-41  
 執筆担当：設楽・高橋・朝日  
 ヒアリング及び結果の執筆担当者は以下のとおり

ヒアリング対象	ヒアリング・執筆担当者
(1) 東京たま広域資源循環組合	前川・設楽
(2) 学術・文化・産業ネットワーク多摩	設楽・前川
(3) 東京外国人支援ネットワーク会議	設楽・前川
(4) 諏訪・岡谷地区の企業と八王子周辺企業の連携推進	高橋・倉田
(5) 東京都市町村企画研究会(第2ブロック)	石渡
(6) 産業のまちネットワーク	高橋・倉田
(7) 図書館相互利用	朝日・石渡・永松
図書館相互利用に関する補足	事務局

**第4章 これからの都市間交流の課題と展望** pp.42-45  
 執筆担当：石渡

**おわりに 都市間交流の発展に向けて** pp.46-47 前田

---

# 第1章 都市間交流と八王子

---

## 1. 都市間交流とは

### (1) 都市間交流の持つイメージ

「都市間交流」という言葉を聞くと、多くの人々が姉妹都市や友好都市との交流をイメージするであろう。本市においては、栃木県日光市、北海道苫小牧市などの姉妹都市や、平成18年に友好交流都市協定を締結した、泰安市（中国）、高雄市（台湾）、始興市（韓国）との都市間交流があげられる。また、平成19年10月から開始した相模原市や町田市との図書館相互利用も典型的な都市間交流の一つと言えよう。

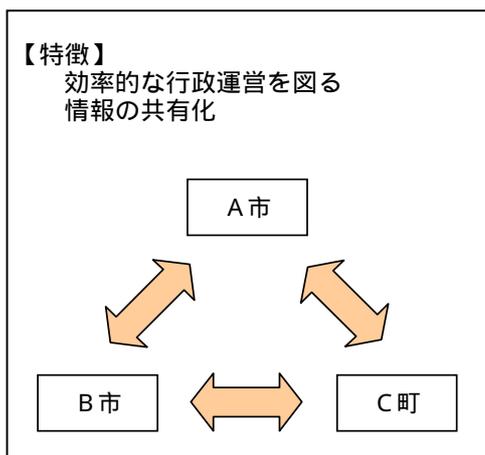
しかし、このような交流だけを都市間交流と限定してしまうと、我々が通常行っている日々の事業とはあまり関連がないようにも思えてしまう。これらの典型的な都市間交流の他にも、本市の業務の中には他自治体や他自治体の住民等とともに実施しているものが意外に多いのである。各事業をより効率的に行うための他自治体との連絡会や協議会、あるいは近隣自治体が共通課題を解決するために組織する一部事務組合などが、それらの例としてあげられる。なお、現在一部事務組合は多摩地域だけでも30余りが組織されている。

### (2) 都市間交流の形態

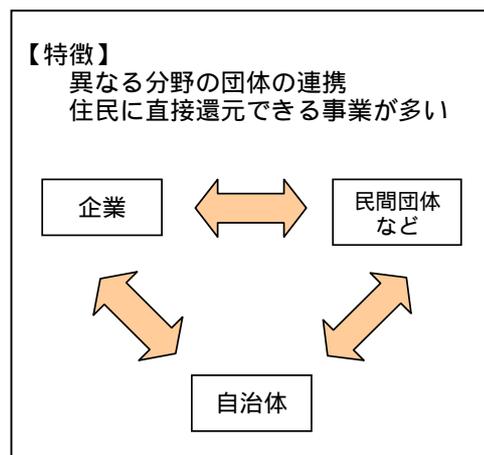
都市間交流は、自治体と自治体を交流主体とするものだけでなく、自治体・住民・民間団体や企業など様々な交流主体によるものが考えられる。また、交流の目的や根拠などによっても多くの形態が考えられるため、以下に都市間交流の代表的なパターンを示す（図表1-1～4）。

#### (a) 交流の主体に基づく型

図表 1-1 パターン1 自治体間連携型

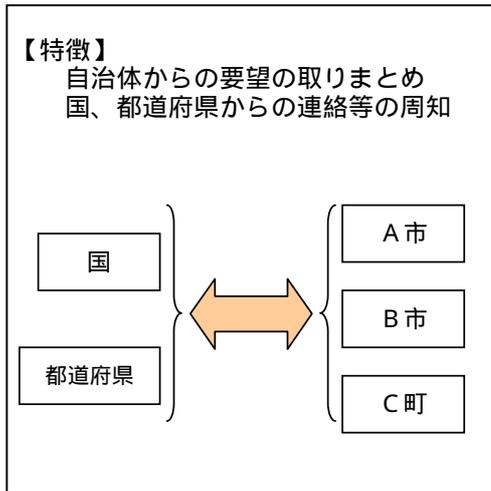


図表 1-2 パターン2 多分野連携型

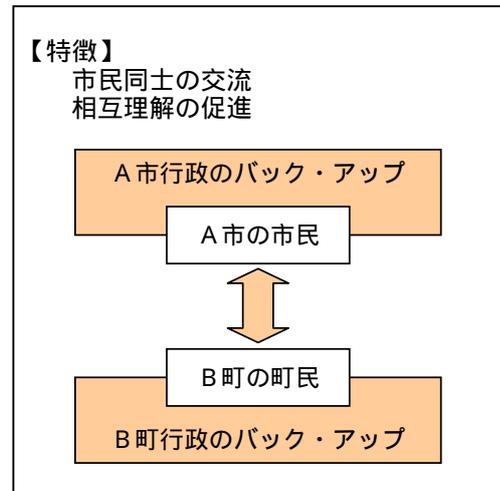


(b) 交流の目的による型

図表 1-3 パターン 3 取りまとめ型



図表 1-4 パターン 4 文化交流型



(c) 交流の法的根拠による型

都市間交流には、法律に基づいて行われるものも見受けられる。次の表（図表 1-5）はそれをまとめたものである。地方自治法に基づく交流としては、一部事務組合や広域連合などがよく知られている。また、地方自治法以外の法律を根拠にする都市間交流には、地域を水害から守る水防事務組合などの例がある。これらは効率的・効果的に住民サービスを行うため、法により整備されているものである。

図表 1-5 法律に基づく都市間交流の形態

分類	種類	設立目的
地方自治法に基づく都市間交流	協議会(第252条の2)	地方公共団体が共同して行う事務の一部の管理、執行、連絡調整、及び広域にわたる総合的計画の策定等
	機関等の共同設置(第252条の7)	地方公共団体の執行機関、附属機関、職員の共同設置
	事務の委託(第252条の14)	地方公共団体事務の一部の管理・執行を他の市町村に委託
	一部事務組合(第284条2項)	地方公共団体事務の一部等の共同処理
	複合的一部事務組合(第284条2項及び第285条)	地方公共団体事務の一部等の共同処理
	広域連合(第284条3項)	・地方公共団体の事務等で広域にわたり処理することが適当であると認められるものに関する広域計画の作成 ・その事務の一部の広域にわたる総合的かつ計画的な処理
	全部事務組合(第284条5項)	町村の事務の全部の処理
	役場事務組合(第284条6項)	町村の執行機関の事務の全部の処理
	財産区(第294条)	市町村の一部の財産、公の施設の管理及び処分
	地方開発事業団(第298条)	一定の地域の総合的な開発計画に基づく以下の総合的な実施 ・住宅、道路等の建設 ・用地等の取得、造成 ・土地区画整理事業にかかわる工事
	職員の派遣(第252条の17)	普通地方公共団体における事務、技術の交流促進
地方自治法以外の法律に基づく都市間交流	教育組合(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第60条)	教育委員会の事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合
	企業団(地方公営企業法第39条の2)	地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合
	広域連合企業団(地方公営企業法第39条の2)	地方公営企業の経営に関する事務を処理する広域連合
	水防事務組合(水防法第3条の2)	洪水又は高潮に際し、市町村が共同して水防を行い、公共の安全を保持するための関係市町村の事務組合
	港湾管理組合(港湾法第33条)	関係地方公共団体は、港湾局を設立しない港湾について、単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者として地方公共団体を設立することができる
	その他	

出所：『市町村行財政研究調査会研究調査報告書』p.193、『新たな市町村連携の可能性』p.10,19を参考に作成

一方、法律に基づかない都市間交流は、法律に基づくものよりその種類が多い。第2章で詳述するが、本研究の調査中では、全体の約9割の事業が法律に基づかないものであった。これらの交流には、各自治体の担当課長会や情報交換会のように、当該担当の事業を円滑に進めるために行われているものも含まれている。

### (3) 都市間交流に関する先行研究

本研究では、都市間交流の中には、広域行政(注1-1)や自治体間連携(注1-2)と呼ばれるものも含まれると考えた。そこでまず、東京都内の自治体に関する代表的な研究である(財)東京都市町村自治調査会による『新たな市町村連携の可能性』や、東京都市長会による『広域連携の勧め』を参考とした。

本研究でいう都市間交流は、広域行政や自治体間連携よりも広い捉え方をしているものの、交流の考え方など、その内容には参考とすべき点が多かったため、これらの先行研究でまとめられた効果と課題についてここに紹介する(図表1-6)。

図表1-6 先行研究のまとめ

	『新たな市町村連携の可能性』 (平成12年刊行)	『広域連携の勧め』 (平成18年刊行)
効果	効率的な行政運営と広域化する行政課題への対応を行うことによるサービス水準の底上げと専門的なサービスの提供、広域的なサービスの提供。	行政課題の迅速で効率的な解決や多様化する住民ニーズへの対応のほか、事業効果の向上、職員の意識改革やスキルアップ、対外的な発言力の強化など。
課題	「環境変化に対応した事業の再構築」、「効率性向上に向けた事務の統合整理」、「機動的な意思決定と事業環境の整備」が必要。環境変化に柔軟に対応し、スケールメリットを生かして、効率的に運用できるよう工夫が必要。	現在の広域連携は受身的で、自治体のみで連携しているケースが多い。住民への情報発信も少なく、情報が有効に扱われていない現状がある。

出所:『新たな市町村連携の可能性』p.20,51、『広域連携の勧め』p.3,7より作成

### (4) 都市間交流の効果と必要性

#### (a) 効率的・効果的な行政運営

都市間交流に期待される効果としてまずあげられるのは、より効率的・効果的な行財政運営の実現である。

交流の相手方が自治体であれば、都市間交流によりそれぞれの状況を理解し、情報交換を図ることによって相互に比較・検討することができ、よりよい行財政運営の方法を見出すことができる。また、相手方が市民や企業等であった場合は、相手方のことをよく知ることで、世の中の状況をダイレクトに把握することが可能になるため、より質の高い市民サービスの提供にもつながっていくと考えられる。いずれにしても、情報交換から始まった交流は、相手方とのより深く強い絆を生み出し、包括的な協力・連携関係へと発展する可能性を持っており、ひいては人材・文化・施設などの多様な地域資源を相互に有効活用することを可能とするのである。

互いに協力し、連携を図り、同じ課題に立ち向かうことにより、単独で課題解決を行うよりもはるかに効率的・効果的な対応が可能となる。例えば「多摩ニュータウン環境組合」の場合、ごみ処理という同じ課題を有する都市間で一部事務組合という形をとって、力を合わせて広域

的な課題を効率的に解消することを可能としている。ごみ処理や水質の保全などの環境問題、道路や上下水道などの都市基盤整備、その他、防災や医療など、行政区域を越えて広域的な対応をとる必要がある行政課題は、まさに都市間交流を図り解決すべきものである。

また、都市間交流の中には、広域的な共通課題のみならず、互いに異なる課題を持つもの同士であっても相互に力を合わせ、双方にメリットを生み出すような方策を考え出し、それぞれの課題を効率的・効果的に解決するケースも数多く存在している。

都市間交流による交流・協力・連携関係によって他都市の協力を得られると、自治体がもともと持っていた行財政運営力は様々な刺激を受け、それまで以上に活性化される。他都市の協力という大きな力を得て、自治体の行財政運営全体をレベル・アップすることが可能となり、今までより格段に効率的・効果的な行財政運営の実現が可能となるのである。

### **(b) 多様な住民ニーズへの対応**

今日、都市間交流は日々の生活の中にも様々な形で存在する。例えば、本市の市民の多くは毎日他都市の会社や学校との間を行き来し、本市の産業を支える企業は日々自治体の枠を超えて世界を相手に仕事をしている。貴重な学術品が他都市に貸し出されることもあれば、国際チェロコンクールが本市で開かれ、世界中のチェリストが集まることもある。

このように人々の生活圏、情報網などが広がると、それに合わせて行政への要望や対応すべき課題も多様化・広域化が進むため、自治体は今まで以上に様々なニーズに的確に対応しなければならない。しかし、様々なニーズの中には広域的な問題解決の要望や、当該自治体では問題解決が不可能な要望もあるため、都市間交流を今まで以上に積極的に進め、提供できるサービスを拡充していく必要がある。

## **2. 八王子市の現状**

### **(1) 本市の状況**

本市は、業務核都市(注1-3)及び核都市(注1-4)として位置づけられている。面積は186.31平方キロメートル、人口は54万3996人(平成19年12月末現在の住民基本台帳人口)にのぼり、都内最多の人口を抱える市である。JR中央線・横浜線・八高線、京王線、更には多摩都市モノレールが乗り入れ、中央自動車道・首都圏中央連絡道路(以下「圏央道」)が通る本市は交通・運輸の拠点として、また、首都圏の衛星都市(注1-5)としても知られている。

歴史的には4回にわたる9町村との合併(注1-6)を経て、都市規模の拡大をみてきた市であるが、平成11年から始まった「平成の大合併」という大きな流れの中では合併を行わなかった。一般的に合併の道を選択しなかった自治体の多くは、人口規模が比較的大きく、財政基盤が安定した所が多い。そして、このことは本市にもあてはまる。

しかし、社会・経済環境が大きく変動する中、本市においても行財政運営力を更に向上させていく必要があり、その手段の一つとして、都市間交流の推進が求められているのである。

### **(2) 調査研究の目的**

本市では、これまでも姉妹都市との交流を始め、図書館相互利用や各種の情報交換会など数多くの都市間交流を行ってきた。しかし、現在行われている都市間交流は、それぞれの所管で独自に実施、管理され、全庁的にその事業を把握するデータは存在していなかった。

そのような状況では、都市間交流で得られるメリットは当該所管にのみ還元され、市民はお

るか市内の他所管の事業に、交流の実績や効果、情報などを活かすことは難しい。中には当該所管であっても担当者しかその事業に関わっておらず、他の職員は情報を把握していない場合もある。これからは都市間交流により得られた有用な情報を市内全所管で共有し、更には市民にも積極的に公開・共有して、市全体で有効に活用していく必要がある。

前述のとおり、今後、各自治体における都市間交流の重要性は更に高まっていくことから、現段階における本市としての方向性を検討することとした。本研究は、本市の都市間交流の実態を把握し、データとして集積したものを踏まえ、新たな都市間交流を展望するものである。

## 第1章注

- 1-1) 複数の地方公共団体が共同で事務処理を行うこと。(出所:『新たな市町村連携の可能性』p.7)
- 1-2) 共通のテーマや目的をもつ自治体が連携して取り組むこと。(出所:『広域連携の勧め』p.1)
- 1-3) 東京圏における大都市問題の解決を図るために、都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中核となり、業務機能を始めとする諸機能の適正配置の受け皿となるべき都市のこと。多極分散型国土形成促進法(昭和63年制定国土交通省)において制度化されている。八王子市は基本的な考え方が示された第4次首都圏基本計画(昭和61年決定)において指定され、「八王子・立川・多摩業務核都市基本構想」が策定(平成14年東京都都市計画局)されている。  
(出所:<http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/gyoumukaku/index.html> 国土交通省HP)
- 1-4) 東京都では多摩地域を自立性の高い都市圏としていくため、八王子、立川、青梅、町田、多摩ニュータウンを多摩の「心」となる拠点と位置づけ(『多摩の「心」育成・整備計画』平成10年策定)業務、商業、文化等の諸機能を計画的に導入して、多摩の「心」の育成を図ることとしていた。その後『東京構想2000』(平成12年策定)において多摩の「心」を「核都市」という名称に変更した。  
(出所:<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/plan/pj-11.htm> 東京都市整備局HP:都市計画事業 Planning of Tokyo 市街地の整備)
- 1-5) 衛星都市とは、「大都市の周辺にあって大都市の機能の一環を果たす中小都市」のこと。  
(出所:『広辞苑 第五版』p.283)
- 1-6) 市制施行(大正6年9月1日)以降の合併の経緯は、以下のとおりである。  
昭和16年10月1日 :小宮町と合併  
昭和30年4月1日 :横山、元八王子、恩方、川口、加住、由井の6か村と合併  
昭和34年4月1日 :浅川町と合併  
昭和39年8月1日 :由木村と合併

## 参考文献

- ・京都府『市町村行財政研究調査会研究調査報告書 地方自治のさらなる推進にむけて』京都府、2001年
- ・東京都市長会『広域連携の勧め～多摩の魅力を高める18の連携～』東京都市長会、2006年
- ・(財)東京都市町村自治調査会『新たな市町村連携の可能性～広域行政研究会調査報告書～』(財)東京都市町村自治調査会、2000年
- ・新村出編『広辞苑 第五版』岩波書店、1998年

---

## 第2章 八王子市における都市間交流の現状

### 計量的調査に基づく分析

---

本章では、本市における都市間交流の現状について調査した結果をまとめ、それを様々な視点から分析、考察する。

#### 1. 調査の概要

##### (1) 調査対象

調査対象は、各所管課が行う事業のうち、本市の区域外にある相手方との交流を含む事業とし、その事業内容には、法令などに規定される交流事業や、いわゆる「文化的な交流」だけではなく、連絡会のように実態として「交流・協力・連携」が行われているものも含めた。また、各所管課が実施主体となるものだけではなく、実施団体等に補助金交付や人的支援などを行う事業も対象としている。なお、交流の相手方には、自治体以外にも他都市の住民や企業等を含めている。

##### (2) 調査方法

本研究会で作成した「都市間交流調査シート」を使用し、庁内全所管課に対し調査を行った。

##### (3) 調査項目

調査する項目（注2-1）及び回答に関する注意点については、以下のとおりである。

###### 【事業名】

個別の交流事業名称。名称未定の場合などは、通常相手方との間で使用している名称とする

###### 【事業内容】

交流事業の具体的な内容を記述

###### 【相手方】

交流の相手（団体等）をすべて記入することが前提であるが、交流の相手方が多数ある場合は、「市他10市」、「市NPO 他3団体」等のように記述

###### 【根拠】

かのどちらかを選択

法令に基づく交流 : 根拠法令名称を記入

法令に基づかない交流 : 協定書、契約書、要綱・規約などの取り決めがあるならば、その名称を記入

###### 【交流開始年度】

開始年度及び交流を始めたきっかけについて記述。なお、開始年度がわからない場合には、「昭和50年代前半」のように概ねで記入

###### 【事業目的】

下記の内容から選択し、「その他」を選択した場合は、どのような内容か記述

経済的効果 / 情報共有 / 事業の効率化 / 地域の活性化 / 市民ニーズへの対応 /

職員のスキルアップ / 文化的な交流 / 政策の提言 / 市民、団体間の親睦 / その他

【年間活動頻度】

年間の具体的な交流の時期や内容などを記述

【事業効果】

当該交流事業による効果について、「事業目的」に照らして記述

【事業の課題、問題点等】

事業の実施や交流のあり方など、当該交流事業における課題があれば記述

【将来の展望】

上記の事業効果を踏まえて、当該交流の今後について下記の内容から選択

現行のまま継続 / 拡大の方向で検討 / 縮小の方向で検討 / 終了を検討 / その他

( ~ を選択した場合、その理由や課題等を記述)

【備考】

調査項目の補足や自由意見などを適宜記述

(4) 調査基準日

平成 19 年 10 月 1 日

2. 集計結果

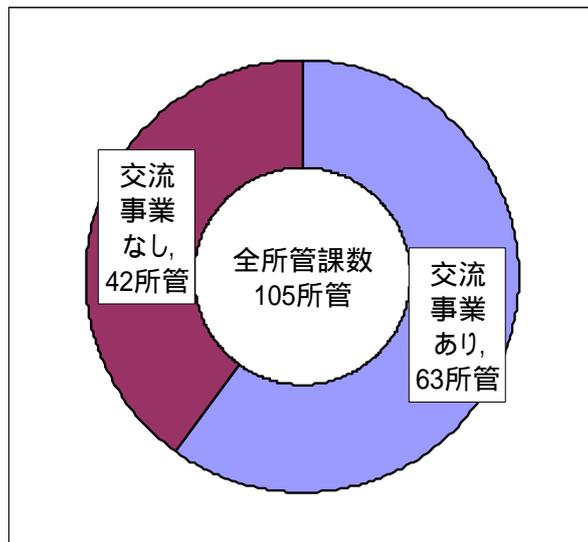
本調査における対象所管(以下「所管課」)は、八王子市組織規則に規定する課、八王子市会計管理者の補助組織設置規則に規定する会計課、八王子市南口再開発推進室設置規程に規定する南口再開発推進室、八王子市教育委員会事務局処務規則に規定する課及び室、図書館、こども科学館並びに各事務局とした。その結果、所管課の総数は 105 となり、すべての所管課から回答を得ることができた。

今回の調査では、105 所管課のうち、交流事業を行っているのは 63 所管課であり、全体の約 6 割を占めている(図表 2-1)。

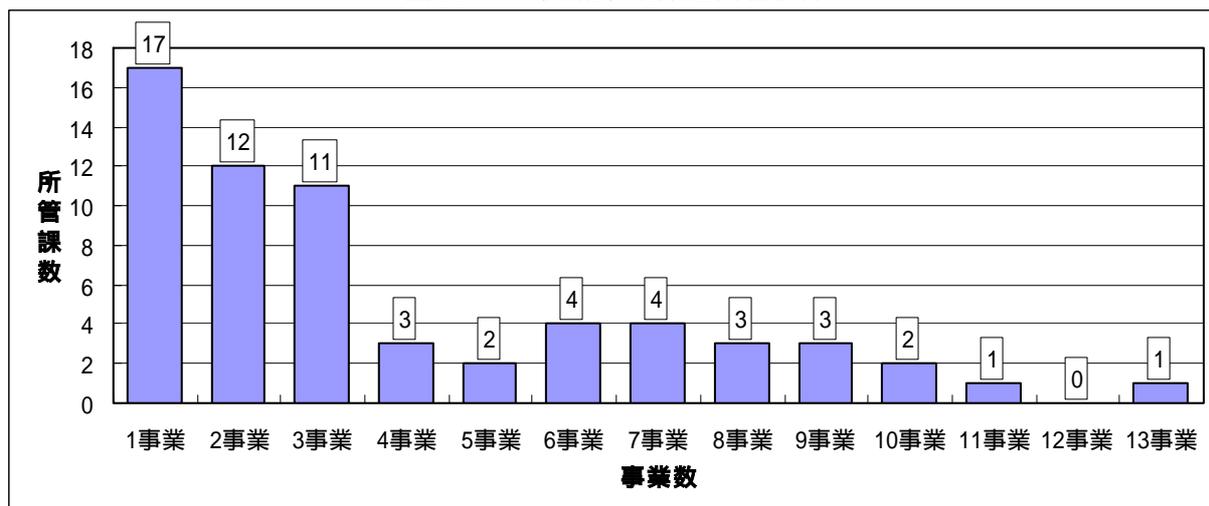
後述するが、行っている交流事業数は、全部で 243 事業にのぼっている。これを全所管課数 105 所管で除し、1 所管課あたりに直すと 2.3 事業ということになる。

また、交流事業を行っている 63 所管課で除すると、1 所管課あたり 3.9 事業を行っていることが明らかとなった。

図表 2-1 全所管課における交流事業の有無



図表 2-2 交流事業数別所管課数



交流事業を行っている所管課を、交流事業数別にまとめたものが図表 2-2 である。

1～3事業の交流事業を行っている所管課数は40所管課であり、本市で交流事業を行っている63所管課のうちの63.5%を占めていることがわかる。このことから、本市では特定の所管課が多く交流事業を行うというよりも、比較的少ない数の交流事業を多くの所管課が行っている現状にあることがわかる。

更に交流事業の現状をもう少し広い範囲で把握するため、部・事務局等ごとに交流事業数をまとめたものが図表 2-3 である。

図表 2-3 をみてまず目に付くのは、健康福祉部における事業数の多さである。健康福祉部には、15の所管課があるが、その内の8所管課で合計39の交流事業を行っており、部内15所管課の平均では2.6事業を行っていることになる。なお、健康福祉部の交流事業39事業のうち22事業は、本市が平成19年4月に保健所政令市に移行したことに伴い、新規に開始した交流事業であり、この点については後述することとしたい。

次いで、まちづくり計画部が23事業、産業振興部が20事業を行っている。それぞれ1所管課あたりに換算すると、まちづくり計画部では11.5事業、産業振興部では6.7事業となり、総事業数では健康福祉部の半分程度にとどまるものの、1所管課あたりに換算すると健康福祉部の倍以上の事業を行っている。前述したとおり、全105所管課における交流事業数の平均は2.3事業であるが、これと比較すると、まちづくり計画部と産業振興部が格段に多くの交流事業を行っていることがわかる。

図表 2-3 各部別交流事業数

各部・事務局名	所管課数 (A)	交流事業を行っている所管課数	交流事業数 (B)	1所管課あたりの交流事業数 (B)/(A)
健康福祉部	15	8	39	2.6
まちづくり計画部	2	2	23	11.5
産業振興部	3	3	20	6.7
環境部	12	3	18	1.5
道路事業部	6	4	17	2.8
生涯学習スポーツ部	6	3	13	2.2
総合政策部	3	2	12	4.0
学校教育部	4	3	12	3.0
市民活動推進部	3	2	11	3.7
総務部	5	3	11	2.2
まちなみ整備部	6	4	10	1.7
議会事務局	2	2	10	5.0
生活安全部	2	2	6	3.0
税務部	4	3	5	1.3
市民部	9	3	5	0.6
下水道部	3	2	5	1.7
財務部	4	3	4	1.0
こども家庭部	4	2	4	1.0
行政経営部	2	2	3	1.5
選挙管理委員会事務局	1	1	3	3.0
公平委員会事務局	1	1	3	3.0
監査事務局	1	1	3	3.0
水道部	3	1	2	0.7
農業委員会事務局	1	1	2	2.0
会計課	1	1	1	1.0
固定資産評価審査委員会事務局	1	1	1	1.0
南口再開発推進室	1	0	0	0.0
合計	105	63	243	2.3

また、地方自治法の規定による行政委員会及び委員（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会のこと。地方公共団体の行政機関のうち、一般行政権からある程度独立した地位を持ち、特定の行政権を持つ合議制の行政庁をいう。以下「行政委員会等」）の各事務局や議会事務局に注目したところ、それぞれが交流事業を行っていることがわかった。

### 3. 各調査項目別分析結果

#### (1) 事業内容

全 243 事業の内容は様々である。その多様性を確認する意味で、いくつかここに紹介する。

前章第 1 節でも触れた「図書館相互利用」であるが、これは生涯学習スポーツ部図書館で行っており、「相模原市・町田市と本市が相互利用協定を結ぶことで、相模原市と本市、町田市と本市でお互いの市民が、お互いの図書館を利用できる」というものである。

総合政策部政策審議室が所管する交流事業としては「東京オリンピック招致に係る都・区市町村連絡協議会」という交流事業がある。その事業内容は、「東京オリンピックの招致及び開催がもたらす諸価値を東京全体で共有し、東京の発展につなげるため、区市町村がオリンピックに積極的に参画する具体的方策を検討する」というものである。

環境部ごみ減量対策課では「多摩ニュータウン環境組合」という形態の交流事業を行っている。同組合は、「八王子・町田・多摩の 3 市で構成された一部事務組合で、八王子市及び町田市の多摩ニュータウン区域並びに多摩市全域から排出されるごみの中間処理を行う」というもので、前章でも触れたが、一部事務組合とは、地方自治法の規定により普通地方公共団体の事務の一部を共同処理するために置かれるものである。

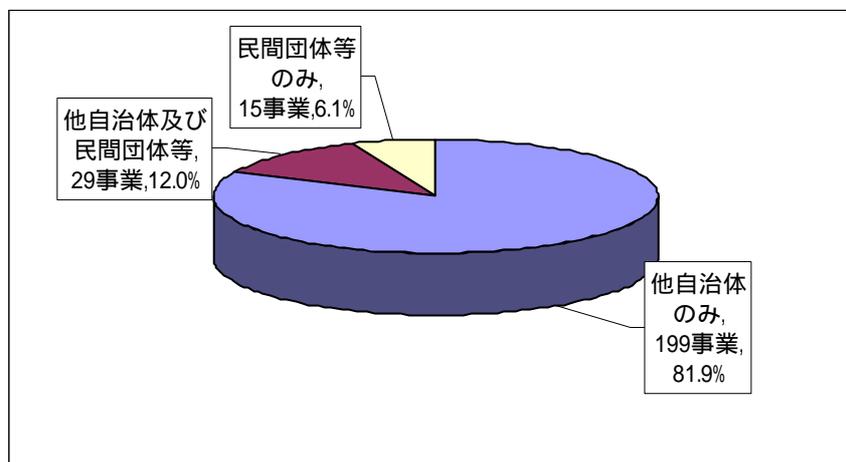
生涯学習スポーツ部生涯学習総務課では「北海道白糠町小学生交流事業」を行っている。この事業は「江戸時代に八王子千人同心が警備と開拓のために入植したゆかりの地である白糠町と本市の小学 5 年生と 6 年生が隔年でお互いの街を訪問し、そこで行う様々な体験活動と団体生活を通して心の交流を深め、健全育成を図る」というものである。

このように、本市には様々な内容の交流事業が存在しているのである。

#### (2) 相手方

図表 2-4 は、全交流事業における相手方を分類したものである。

図表 2-4 交流事業の相手方の分類

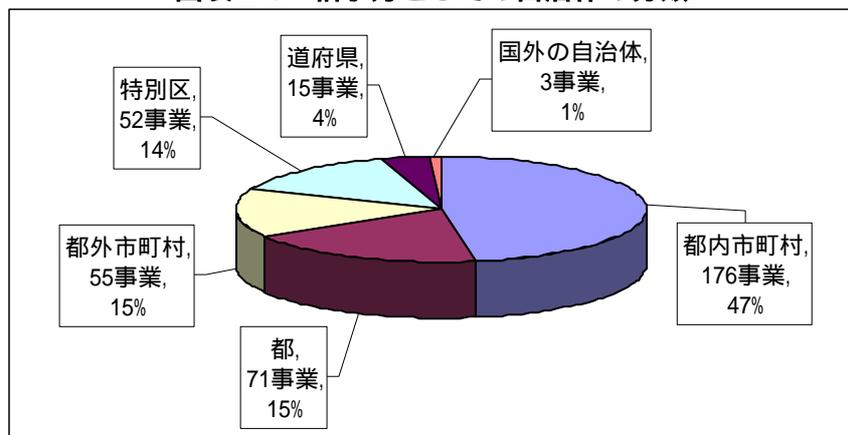


今回の調査では、交流の相手方について、「他自治体のみ」と「住民、企業、大学、その他団体等（以下「民間団体等）」の2つに分類した。

この図表 2-4 からわかるとおり、交流事業の相手方については、全 243 事業中の 81.9% である 199 事業が「他自治体のみ」を相手方としている。一方、「他自治体及び民間団体等」が共に相手方である交流事業、または「民間団体等」のみが相手方となっている交流事業はそれぞれ 29 事業（12.0%）と 15 事業（6.1%）であり、相手方に民間団体等が含まれる交流事業は 44 事業（18.1%）であることがわかる。

そこで、まず、相手方に他自治体が関与している計 228 事業について、当該自治体を分類したものが図表 2-5 である。

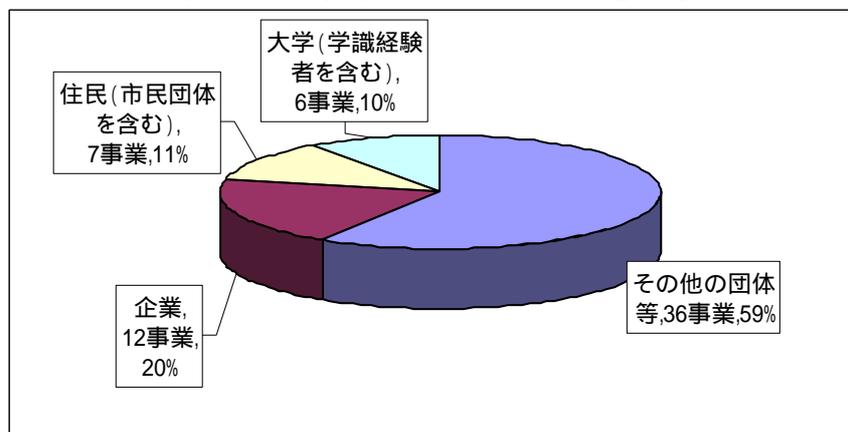
図表 2-5 相手方としての自治体の分類



この図表 2-5 をみると、「都内市町村」との交流事業が非常に多いことがわかる。これは、本市における交流事業は近隣市町村と行う傾向にあることを意味しており、「近隣市町村の市民施設を利用したいという市民ニーズへの対応」や「安定的な行政運営のための情報収集」、「近隣市町村における共通の行政課題の解決」などが例としてあげられる。これらは、政策を推進していくためには、立地的にも近いところにある自治体同士が協力・連携することが不可欠であることを示唆しているとも考えられる。

次に、交流事業の相手方に民間団体等が関与している 44 の交流事業について、その相手方の内訳を更に分類したものが図表 2-6 である。なお、事業によっては、相手方が複数の場合もあるため、合計は 44 事業ではなく 61 事業となっている。

図表 2-6 相手方としての民間団体等の分類



事業数の多くを占める「その他の団体等」の内訳は、下水道部管路建設課が加入する「東京都多摩地区下水道事業積算施工適正化委員会」の相手方の一つ「東京都新都市建設公社」のような財団法人や、環境部ごみ減量対策課が加入する「三多摩清掃施設協議会」の相手方の一つ「多摩ニュータウン環境組合」のような一部事務組合（注2-2）が多くなっている。

一方、「企業」、「住民」、「大学」との交流事業は、極めて少数である。例をあげると、市民活動推進部学園都市文化課が行う「学術・文化・産業ネットワーク多摩」がある。これは「広域多摩地域を中心に、大学が核となって行政、企業、大学、団体等との協働を通して、教育を柱に地域の活性化、調査・研究開発、情報提供、交流促進、大学間連携等を実践し、もって地域の発展はもとより、わが国の教育の改善・発展と社会貢献に寄与」しようとするものである。

このように、相手方が他自治体のみにとどまらない交流事業は、直接幅広い市民ニーズに対応したり、様々な分野の最新の情報を入手し、政策を具体化したりすることなどに役立つものと思われるため、今後充実を図っていく必要があると考えられる。

次に、交流事業の相手方に民間団体等が関与している交流事業を行っている各部・事務局をまとめたものが図表2-7である。

図表2-7 民間団体等と交流事業を行っている各部等

各部・事務局名	事業数	主な交流事業名
産業振興部	6	サイバーシルクロード八王子
総務部	5	職員派遣
道路事業部	5	八王子市交通安全対策協議会
環境部	4	多摩地域ごみ処理広域支援体制
健康福祉部	4	障害者雇用連絡会議
市民活動推進部	3	全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム
まちづくり計画部	3	全国鉄道整備促進協議会
行政経営部	3	関東BMC(ベンチマーキング・コンソーシアム)
下水道部	3	災害時支援関東ブロック連絡会議
こども家庭部	2	東京都母子相談連絡研究会
監査事務局	2	全国都市監査委員会
市民部	1	東京都市国民健康保険協議会
水道部	1	社団法人日本水道協会
議会事務局	1	北方領土の返還を求める都民会議
生涯学習スポーツ部	1	東京都青少年委員会連合会
合計	44	

事業数が一番多い産業振興部では、ITを活かした地域産業活性化のために多摩信用金庫などと協力している「サイバーシルクロード八王子」(八王子商工会議所と市が協力して設置)に代表されるように、企業やその他団体を相手先とした交流事業が多くなっている。

それに次ぐ総務部の5事業は、職員課で行う一部事務組合への職員派遣である。

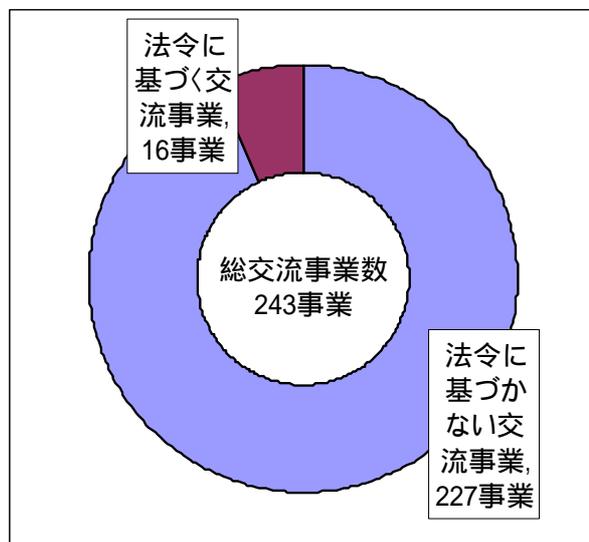
### (3) 根拠(法令に基づく分類)

交流事業の根拠について、法令に根拠があるのか、そうでないのかについてまとめたものが図表2-8である。

今回の調査から、本市のほとんどの交流事業が「法令に基づかない交流事業」であることが明らかとなった。

では、「法令に基づく交流事業」とはどのようなものであろうか。16事業中の6事業が地方自治法の規定による職員の派遣・受け入れに関する事業である。その内訳は5事業が「多摩ニュータウン環境組合」などへの職員派遣であり、もう一つは東京都からの職員受け入れであった。

図表2-8 法令に基づく分類による交流事業数

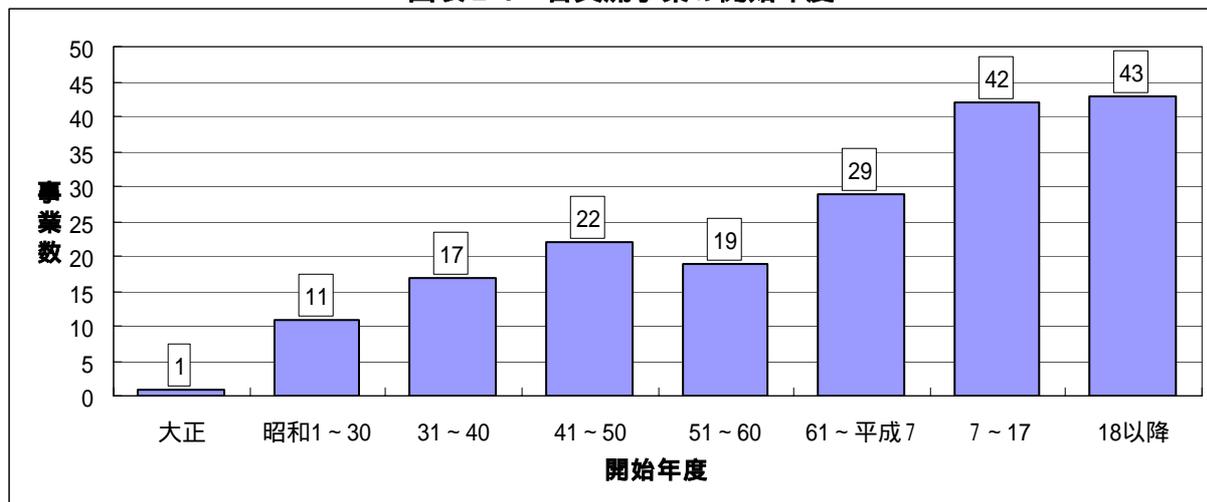


これら 6 事業を除く 10 事業については、地方自治法に基づき設置される「全国市長会」や「東京たま広域資源循環組合」のような一部事務組合などが主なものである。

#### (4) 交流開始年度

本市における、各交流事業の開始年度をまとめたものが図表 2-9 である。

図表 2-9 各交流事業の開始年度



注) 臨時的なものから交流が開始された場合など、時期を明確にできない 59 事業は図表より除外している

大正 13 年、現在の水道部業務課が、水道の普及とその健全な発達を図ることを目的として、「社団法人日本水道協会」に加入したことが、本調査中で最も古くからの交流事業である。

昭和 20 年代までに開始された交流事業もいくつか現在まで継続して行われているが、この頃開始された交流事業は、監査事務局の「全国都市監査委員会」や選挙管理委員会事務局の「全国市区選挙管理委員会連合会」のように、行政委員会等の円滑な運営のために調査研究や情報交換を行うなど、行政内部の運営に関わるものが多いことが特徴である。

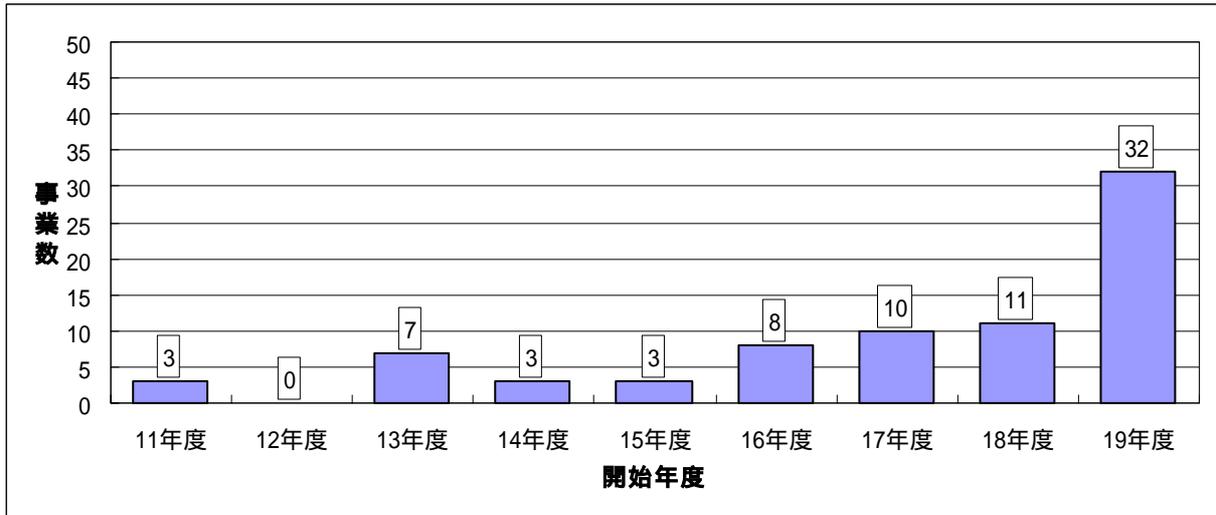
その後、昭和 30 年代から少しずつ交流事業は増加しているが、この頃からは特定の行政課題について調査研究及び情報交換を行い、更には具体的に政策の推進を行うような交流事業も増えてきている。例えば、環境部環境保全課で行う「全国大気汚染防止連絡協議会」やまちづくり計画部交通政策室の「全国鉄道整備促進協議会」などがそれにあたる。

昭和 30 年代から平成 10 年度までの間、交流事業数は、なだらかな増加を続けてきた。しかし、平成 11 年度以降となると事態は激変し、平成 11 年度から平成 19 年度までの 9 年間で 77 事業もの交流事業が開始されている。

これは、平成 12 年から本格的に迎えた地方分権時代を象徴していると考えられ、本市が多くの施策を推進するために新たな交流事業を開始した状況がうかがえる。

このことを踏まえ、平成 11 年度以降の交流事業の増加傾向をまとめたところ（図表 2-10）、その割合は近年増加していることがわかる。その中でも目を引くのは、平成 19 年度（調査基準日平成 19 年 10 月 1 日現在まで）に開始された事業が 32 事業に及ぶことである。前述したが、平成 19 年 4 月 1 日に本市の保健所政令市移行に伴い、「全国保健所長会」への加入など、健康福祉部で 22 の交流事業を開始したことが大きな要因である。これらのことから、地方分権に伴い、新たな行政サービスを展開するには交流事業が必要となることがわかる。

図表 2-10 平成 11 年度以降に開始した交流事業数



(5) 事業目的

今回の調査において、交流事業の目的を重要なものから順に第3位まで回答するよう求めたところ、図表 2-11 のような調査結果となった。

図表 2-11 目的別交流事業数

		情報共有	市民ニーズへの対応	事業の効率化	地域の活性化	職員のスキルアップ	市民、団体間の親睦	政策の提言	経済的効果	文化的な交流	その他	該当なし	合計「該当なし」を除く
目的の優先順位	第1位	153	19	15	13	7	5	3	2	2	24	0	243
		63.0%	7.8%	6.2%	5.3%	2.9%	2.1%	1.2%	0.8%	0.8%	9.9%		100.0%
	第2位	24	14	61	9	25	6	12	11	5	6	70	173
		13.9%	8.1%	35.3%	5.2%	14.5%	3.5%	6.9%	6.4%	2.9%	3.5%		100.0%
	第3位	10	10	15	12	10	5	16	3	4	0	158	85
		11.8%	11.8%	17.6%	14.1%	11.8%	5.9%	18.8%	3.5%	4.7%	0.0%		100.0%
合計		187	43	91	34	42	16	31	16	11	30		

図表 2-11 からは、全 243 事業のうち、第2位の目的を有する事業は 173 事業 (71.1%)、第3位の目的を有する事業は 85 事業 (34.9%) にも及ぶことがわかる。すなわち、本市の交流事業は複数の目的を持って行われている事業が多いということである。

次に各目的に注目したところ、交流の目的の第1位について、「情報共有」を目的とした交流事業が 153 事業を数え、実に全体の 63.0% を占める。また、交流目的の第3位までに情報共有が含まれるものまで広げると、187 事業を数え、全体の 77.0% を占めている。このことから、本市の交流事業は「情報共有」を中心としたものであることが明らかとなった。

2番目に多い第1位の交流目的は「その他」であった。特筆すべきものとしては、総務部 IT 推進室では、府中市との間に「災害時等における大型汎用電子計算機の相互支援体制に関する協定」を、また、生活安全部防災課でも「災害時における都内 29 市町村との相互応援に関する

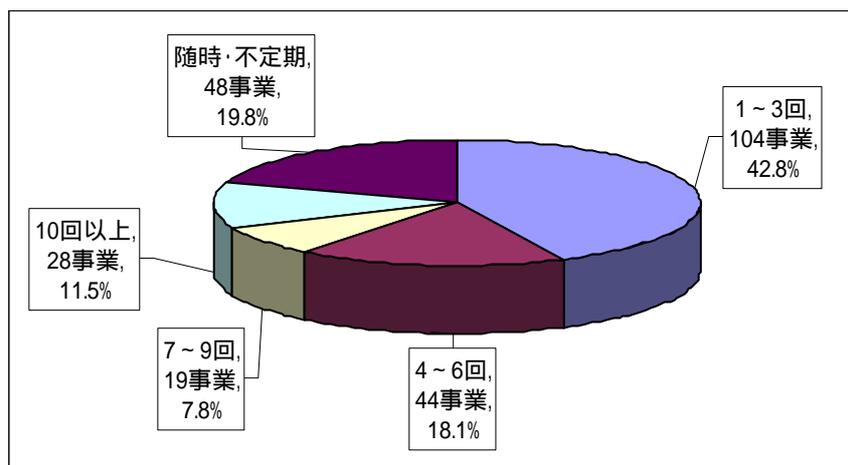
る協定」を結んでいる例などがある。これらの交流事業の目的は、災害発生時における相互支援体制の構築や被災者救護といったものとなっている。

以下、第1位の交流目的として「市民ニーズへの対応」、「事業の効率化」、「地域の活性化」を目的とした事業が続いているが、その事業数は「情報共有」とは大きな開きがある。

### (6) 年間活動頻度

本市における各交流事業がどのくらいの頻度で行われているかをまとめたものが図表 2-12 である。

図表 2-12 交流事業の年間活動頻度



交流事業は年に「1～3回」以内の回数で行われているものが104事業と、全体の42.8%を占めている。年に「4～6回」の回数で交流しているものまでを含めると、計148事業と全体の60.9%となり、一つの事業における交流頻度はさほど多いものではないということが明らかとなった。なお、年間の活動頻度に関わらず、それぞれ年に1回の総会や年4回の定例会などが定期的に行われているケースも多くみられた。

図表 2-12 中の「随時・不定期」の48事業(19.8%)には、生活安全部防災課の「災害時における相互応援に関する協定」のように有事の際に活用されるものや、生涯学習スポーツ部図書館の「図書館相互利用協定」のように常態として交流事業を行っているものが含まれている。

### (7) 事業効果

交流事業の効果について、所管課からの回答は概ね肯定的な評価であった。その多くは、「行政運営に必要な情報収集を図ることができる」、「本市が直面している行政課題の解決に向けて前進している」などで、交流事業の目的が現時点で達成されていることや、更に新たな課題の発見や職員の視野の広がりにつながるなど、多くの波及効果もあったことがわかる。以下、所管課から得た回答のうちいくつかを示すこととしたい(図表 2-13)。

図表 2-13 交流事業効果の例

所管課	事業名	事業効果
総合政策部 政策審議室	東京都市長会	広域的、共通的な課題に対する連絡調整、行財政に関する調査研究、国及び都等に対する要望活動などによる事業効果は高い。
健康福祉部 保健総務課	東京都 保健所長会	都内保健所の一体性及び統一性確保のための情報共有及び意見交換ができるだけでなく、市の立場から要望、要求をすることができる場として重要である。
こども家庭部 児童青少年課	八多摩杯 卓球大会	隣接する多摩市の子どもたちの様子、地域の問題に対する取り組み、地域の協力団体、児童館の事業等の情報を入手することができ、本市の児童館事業に活かすことができる。地域の市民や保護者から、「子どもたちは他市と交流することにより、自分の街の再発見をすることができている」との声をいただいている。
産業振興部 産業政策課	サイバー シルクロード 八王子	テクニカルカンファレンスによる企業のマッチング、ビジネスお助け隊による経営アドバイスやベンチャー支援、ISO取得、人材育成などに多数の成果がある。
生涯学習スポーツ部 生涯学習総務課	青少年海外 交流派遣事業	試合を通じて、本市の子どもたちは、始興市の子どもたちのサッカーに打ち込む真摯な態度、技術の高さに大変刺激を受けた。また、試合後には言葉の壁を越え、お互いの文化を身ぶり手ぶりで伝え合うなど、打ち解けた雰囲気の中で交流を持つことができた。また、今回の交流を通じて、文化や習慣の違いを、身を持って体感するなど、様々な得難い経験をし、生涯忘れられぬ思い出をつくることができた。この経験は、やがて10年後、20年後の両市の交流をより一層深めていく礎となると確信している。

### (8) 事業の課題、問題点等

交流事業における課題については、多くの所管課が「該当なし」としている。これは、課題がないということの意味しているようにもみえるが、当該交流事業において、そのあり方などについて必ずしも十分な検討がなされていないという可能性もあり得る。

交流事業の課題、問題点等のうち特徴的なものとしては、「今後の事業のあり方や進め方」に関するものや、「連絡会や定例会のマンネリ化や予算に関する問題」、「市民への周知が不十分である」などがあげられている。以下、回答のうちのいくつかを示すこととしたい(図表 2-14)。

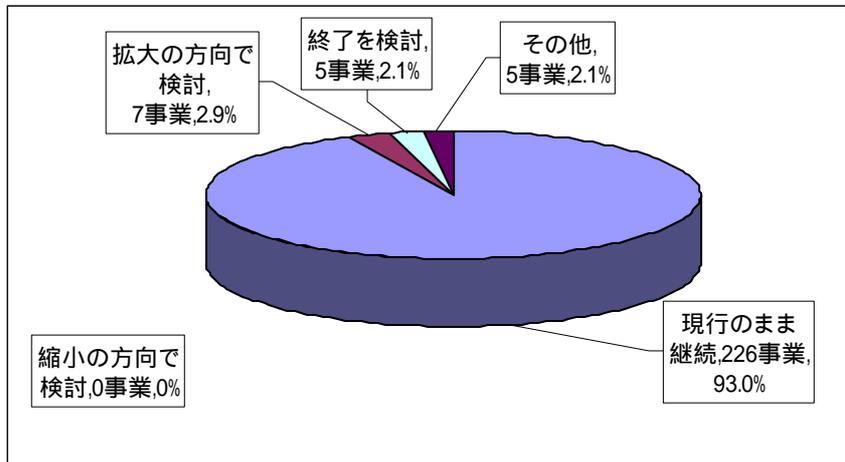
図表 2-14 交流事業の課題、問題点の例

所管課	事業名	交流事業の課題、問題点
市民活動推進部 学園都市文化課	「まち」=「大学」 全国サミット	構成している組織が少ないため、今後、全国に呼びかけ組織を拡大していく必要がある。
市民活動推進部 学園都市文化課	海外友好交流都市との 市民交流の推進	市民交流推進には、市民への周知が必要。海外都市への市民の派遣には経費がかかり、補助金により一部を補助しているが、市民に負担がかかるため、交流に参加する団体が固定化する可能性がある。また3都市合同の交流事業の実施等を検討する必要がある。
総務部 IT推進室	東京電子自治体共同 運営協議会	サービスの共同利用ということで、市単独でのシステムの開発、保守の実施よりも経費を抑えた運用になっているが、費用対効果を考えると利用実績はまだ低い状況である。
産業振興部 産業政策課	社団法人首都圏産業 活性化協会・TAM A-TLO	多数の実績はあるものの会員数の伸びがみられず、事業の拡大や成果の一層の普及が課題である。
生涯学習スポーツ部 生涯学習総務課	北海道白糠町小学生 交流事業	対象児童(市内小学校5年生と6年生)数に対し、参加できる人数が少ない。実際に交流できる人数に限りがある。担当者が毎年変わるため、前年度のノウハウが活かされにくい。

### (9) 将来の展望

本市で実施している各交流事業を、現状のまま継続すべきか、縮小すべきかなど、その展望についてまとめたものが図表 2-15 である。

図表 2-15 将来の展望



全交流事業の実に 226 事業（93.0%）が「現行のまま継続」としている。理由として、交流事業がその目的を実現しているため、現時点で見直す必要がないということなどが考えられる。

また、7 事業（2.9%）と少ないものの、「図書館相互利用」などのように「拡大の方向で検討」している事業もある。その一方で、「終了を検討」している事業は、まちづくり計画部都市計画室が行う「明治の森高尾地域連絡会」（会則により平成 19 年度で設置終了）など 5 事業（2.1%）のみ、「縮小の方向で検討」しているものは皆無である。これらのことから、現在の本市の交流事業は拡大・縮小・終了のように変化する方向性ではなく、現状維持により行政運営に役立てていこうと考えていることがわかる。

「その他」の 5 事業（2.1%）については、「圏域地域保健医療推進プラン」のように事業を見直した上で維持していく方針であるもの、「多摩川流域下水道多摩川右岸ブロック協議会」のようにすでに縮小したもの、「東京都水道事業受託市町連絡協議会」のように平成 19 年度をもって解散（東京都からの受託解消に伴う協議会の会員数が年々減少、すでに当初の目的が達成されていることなどの理由による）を予定しているものなどがある。

## 4. 調査結果からわかる本市の交流事業の実態

第 2 節及び第 3 節において、本市における交流事業について調査・分析をしてきたが、これらの調査・分析結果をもとに本市の交流事業の実態について改めて考察したい。

### (1) 各所管課からわかること

ここでは、各所管課の分掌事務と交流事業の内容について考察する。

前述（p.12:図表 2-2）のとおり、本市では 1～3 の交流事業を行っている所管課数は 40 所管課であったが、これを詳しく集計すると、その 40 所管課では全部で 74 の交流事業を行っており、そのうち 51 事業（74 事業中の 68.9%）は「情報共有」を目的の第 1 位としたものである。これは、交流事業全体の 153 事業（63.0%）が交流目的の第 1 位を「情報共有」としてい

る（p.17:図表 2-11）ことと比べ、その比率は約 6 % 上回っている。これは交流事業の比較的少ない所管課にあっては「情報共有」を目的とした交流事業の占める割合が多くなることを意味しているといえる。

また、4 事業以上の交流事業を行っている所管課についてみても、4 ~ 8 事業を行う 16 所管課では全 98 事業中の 75 事業（98 事業中の 76.5%）が「情報共有」を第 1 位の目的としており、これらの所管課においても「情報共有」を目的とした交流事業の占める割合が多いことがうかがわれる。

しかし、9 事業以上を行う 7 所管課では、「情報共有」を目的とした交流事業は全 70 事業中 27 事業（70 事業中の 30.6%）でありその割合が低くなる。このことから、多くの交流事業を行う所管課については、「情報共有」以外の目的を持った事業が多く存在することがわかる。

そこで、多くの交流事業を行う 7 所管課を抜き出し、図表 2-16 にまとめた。

**図表 2-16 交流事業を多く行っている所管課**

事業数	所管課名
13	まちづくり計画部交通政策室
11	産業振興部産業政策課
10	環境部環境保全課 まちづくり計画部都市計画室
9	総合政策部政策審議室 市民活動推進部学園都市文化課 道路事業部計画課

まちづくり計画部交通政策室が一番多くの交流事業を行っている。そこで交通政策室が行っている交流事業について詳しく紹介することとしたい。

交通政策室の分掌事務は、八王子市組織規則に次のように規定されている。

- （１） 総合的な交通施策の計画策定に関すること。
- （２） 道路交通網の整備に係る施策の企画及び調整に関すること。
- （３） 公共交通施策の企画及び調整に関すること。
- （４） 都市交通の円滑化に関する施策の進行管理に関すること。
- （５） 上記施策に係る国、東京都及び関係機関との連絡調整に関すること。

このように、交通政策室は本市における交通施策の計画、企画、調整等を所掌している所管課である。当該室が行っている交流事業には、「市民ニーズへの対応を目的として、21 世紀の首都圏近郊の豊かな発展を図るための圏央道の建設促進や、圏央道の建設に関する調査・研究などを近隣 8 市町村と行い、圏央道建設促進を図る」という、「圏央道促進協議会」がある。

また、「地域の活性化を目的とした、地域振興に係る啓発・広報活動、関係諸官庁に対する陳情請願、東日本旅客鉄道（株）に対する請願折衝などを近隣 23 市町村と行う」という、「三鷹・立川間立体化複々線促進協議会」などがあるが、これらは「情報共有」が第 1 位の目的ではなく、分掌事務に基づく政策の実現に向け、調査研究や要望活動・陳情請願を行うものである。

交通政策室に続いて、11 事業を行っている産業振興部産業政策課は「産業に係る施策の総合

的な企画及び調整に関すること」が分掌事務の一つである。それに基づき、図表 2-7 (p.15) で示した「サイバーシルクロード八王子」のようにITを活かした地域産業活性化のための交流事業などを行っている。

また、市民活動推進部学園都市文化課では「文化行政に係る施策の企画及び調整に関すること」を分掌事務の一つとしており、「文化的な交流」を目的に「海外友好交流都市との市民交流の推進」事業として、泰安市、高雄市、始興市と友好交流協定を締結し、市民交流を進めている。

これらのことから、各所管課において様々な交流事業が行われ、その目的が「情報共有」以外のもの（地域の活性化や文化的交流、市民ニーズへの対応など）が占める割合が多い所管課においては、「政策の企画・調整」や「調査・研究」が分掌事務となっている場合が多いということがわかる。言い換えれば、政策について企画・調査研究し、その実現に向けて前進するためには、地域の活性化や文化的交流、市民ニーズへの対応などの目的をもった交流事業が欠かせないということになる。

## （２）各部・事務局等からわかること

次に各部・事務局等まで範囲を広げて本市の交流実態について考察する。

前述(p.12:図表 2-3)のとおり、一番多くの交流事業を行っている部は健康福祉部であるが、当部の行う 39 事業すべてが「情報共有」を第 1 位の目的としていることが、更なる分析の結果明らかとなった。

これはなぜであろうか。八王子市組織条例により規定されている健康福祉部の分掌事務には次の事務が含まれている。

- （１） 保健衛生及び医療に関すること
- （２） 社会福祉に関すること（児童福祉に関することを除く。）

これらの事務は高齢者や障害者の福祉、地域医療など多岐にわたる国や都の制度に基づく業務を多く含んでいる。業務を円滑に運営し、より充実した行政サービスを行うためには、同様の制度を運用・執行している他自治体との間で幅広い情報の共有を図ることが必要なケースが多いため、健康福祉部には、連絡会の性質を帯びた多くの交流事業が必要になるものと考えられる。

また、まちづくり計画部と産業振興部にあっては、1 所管課あたりの事業数が多いことも前述の調査結果 (p.12:図表 2-3) からわかったことである。

まちづくり計画部は、「都市計画及び交通政策の基本的事項に関すること」を分掌事務としているため、それに係る「情報収集のための交流事業」と「まちづくり・交通における施策実現のための交流事業」という 2 種類の交流事業を行っている。これらは情報を収集し、政策実現につなげていくという一連の流れであることが推察される。

また、産業振興部は、「農業、林業、商業、工業、観光その他産業に関すること」、「労働行政に関すること」が分掌事務である。そこで産業振興部各課の交流事業をみると、産業政策課では情報共有はもとより産業を中心とした地域の活性化を目的とした交流が多く、観光課では北条三兄弟のふるさとである埼玉県大里郡寄居町、神奈川県小田原市及び本市の親睦を目的とした交流事業が行われ、農林課では農政を中心とした地域の活性化を目的とした交流事業が行われているなど、分掌事務の特性が色濃く出ている。

一方、行政委員会等の各事務局でも交流事業が行われていることもわかったが、そのうち教育委員会を除く5つの機関の事務局について更に詳しくみると、そのすべてが「情報共有」を目的とした交流事業を行っている。事務局によっては多くの他市町村委員会の事務局との協議会・連合会として行われているが、監査事務局、公平委員会事務局のように東京都内だけではなく、関東、全国レベルでもそれぞれ連合を形成しているものもある。また、交流開始時期も軒並み昭和20～40年代に交流が開始されたものがほとんどであり、その歴史も長いといえる（p.16:前節「(4)交流開始年度」）。

このように、行政委員会等の事務局における交流事業の位置づけとしては、相当以前から各事務局で行う事務に関し、他市町村委員会事務局との「情報共有」を行うことで、より充実した行政運営を図ってきたといえることができるのである。

他にも、行政委員会ではないものの、議会事務局についても、行政委員会等と同様に全国・関東・東京都レベルで市議会議長会を展開し、情報共有を図りつつ、それとは別に都市行政の諸問題を研究し、自治体間で情報共有を行うなどの交流事業も行っている。

これらの結果からは、各行政委員会や議会は市長部局から独立した機関であるため、より一層他市町村との横のつながりによる「情報共有」を重視している状況を読み取ることができる。

その反面、行政委員会等のうち教育委員会の事務局は、他の行政委員会等とは多少異なっている。本市には、学校教育部・生涯学習スポーツ部と2つの部が置かれているが、その事務内容は多岐にわたり、「情報共有」以外を目的とした交流事業も実施されている。「北海道白糠町小学生交流事業」や「青少年海外交流派遣事業」のように「青少年の健全育成」を目的にしたものや、教育施設に関しては図書館における近隣他市との「図書館相互利用」による「市民ニーズへの対応」を目的としたものなど、行政の内部事務に関する交流だけでなく、市民への直接的なサービス提供を行うための交流事業を積極的に展開している。

### **(3) 交流事業の根拠からわかること**

ここでは、交流事業を行う根拠から、本市の交流事業について考察する。

前述（p.15:図表2-8）のとおり、本市では「法令に基づく交流事業」を16事業（6.6%）行っているが、そのうち職員の派遣・受け入れに関する6事業を除く10事業の中には、環境部ごみ減量対策課で行う「東京たま広域資源循環組合」及び「多摩ニュータウン環境組合」のように、地方自治法の規定により設置された一部事務組合の形態をとる交流事業がある。

これは、各自治体における行政課題を解決したり、事業の効率化を図ったりするなどの目的があり、本市と他市との行政区域を越えて協力していく必要があるために実施しているといえることができる。

これらとは逆に、本市で行われる交流事業の大半を占める、「法令に基づかない交流事業」とは、本市が抱える様々な行政課題や市民ニーズへの対応、文化的な交流など、本市がその交流を必要としているから行っている事業といえることができる。

つまり、本市では、法令に規定されているものだけにとどまらず、様々な政策課題の解決や市民ニーズに応える方法などを模索しつつ、同じような境遇の他自治体や住民・企業等と課題の解決に向けて協力することで安定した行政運営を行うため、多くの交流事業を行っているのである。

### **(4) 交流の目的からわかること**

ここでは交流の目的から、本市の交流事業は何のために行われているのかについて考察する。

本市の交流事業の交流目的において群を抜いて多いものが「情報共有」であることは繰り返して述べてきた。本市が安定した行政運営を行うために、各自治体等との「情報共有」を中心とした連携を盛んに行っている状況は、言い換えれば、「情報共有」がなければ政策の推進・実現を図ることができない状況であるとも言える。

前節「(9) 将来の展望」(p.20)でも述べたように、ほとんどの所管課では交流事業は「現行のまま継続」するとしていることから、交流の目的自体は実現されていると考えられ、それは「情報共有」を目的とした交流事業においても同様である。つまり、交流事業の結果、各所管課は必要な情報を得ており、その情報を政策の推進のために活用できていると考えられる。

しかし、それは当該所管課内部でのことである。他の所管課との間でも情報共有するなど、交流事業により得られた貴重な情報等を更に活かすことができているだろうか。この点については、場合により新たな取り組みが検討されるべきだろう。

図表 2-11(p.17)において、「情報共有」に次いで、第1位の目的は「市民ニーズへの対応」、「事業の効率化」、「地域の活性化」と続いているが、それぞれ全交流事業 243 事業のうち、19 事業(7.8%)、15 事業(6.2%)、13 事業(5.3%)を占めるにとどまっている。第3位まで広げると「市民ニーズへの対応」については計 43 事業(17.7%)、「地域の活性化」は計 34 事業(14.0%)、「事業の効率化」に至っては計 91 事業(37.4%)が該当すると回答している。

ここで特筆すべきは「事業の効率化」を第2位の目的とした事業が多いことである。第1位の目的ではないものの、交流事業により「事業の効率化」を図ることが多分に期待されていることがわかる。

これらのことから、本市の交流事業は、行政運営を円滑に行うため情報を収集し、事業の効率化を図る内容のものが多く考えられる。実際「情報共有」を第1位にし、「事業の効率化」を第2位としている事業は 54 事業(22.2%)に及ぶことからそのような傾向が読み取れるのである(図表 2-17)。

図表 2-17 交流事業の主目的とその事業の第2位の交流目的(事業数)

		目的(第2位)										合計
		事業の効率化	職員のスキルアップ	政策の提言	市民ニーズへの対応	市民、団体間の親睦	その他	地域の活性化	経済的効果	文化的な交流	情報共有	
目的(第1位)	情報共有	54	24	11	10	3	3	2	1	0	45	153
	市民ニーズへの対応	3	0	0	1	1	3	1	0	3	7	19
	事業の効率化	1	1	1	0	0	0	4	0	7	1	15
	地域の活性化	3	0	0	2	0	0	5	1	0	2	13
合計		60	25	12	13	4	4	5	11	1	10	

ところで、一般的に交流事業という言葉から連想される「文化的な交流」や「市民、団体間の親睦」を第1位の目的としているものをみると、両目的を合わせても7事業(2.9%)しか存在せず、第3位まで広げても27事業と、全事業243事業のうち10.7%にしかならない。

「文化的な交流」には学園都市文化課の「海外友好交流都市との市民交流の推進」事業が含まれ、市制90周年を機に泰安市、高雄市及び始興市と友好交流協定を締結し、市民交流を進め

ている。なお、「市民、団体間の親睦」には前節「(1)事業内容」(p.13)で紹介した生涯学習総務課が行う「北海道白糠町小学生交流事業」などがある。

このような事業は、本市の施策としても市の内外に広くアピールできるだけでなく、本市のよいところなどを再発見し、次の新しい施策に活かすことができるものである。このような事業の増加は行政にとっても市民にとっても有益であり、ひいては「文化的な交流」や「市民、団体間の親睦」にとどまらず、集客による経済効果、有用な人的ネットワークの構築など、二次的な効果が十分期待できるのではないだろうか。

また、国や都への「政策の提言」を目的とする交流事業についても触れておかねばならない。政策提言を目的とする交流事業は、目的の第3位まで含めると31事業(12.8%)程度である。

平成12年に地方分権の時代を迎えてからまもなく8年が経とうとしているが、これからはますます地方自らが独自の施策を打ち出し、生活者が最も身近に感じる基礎自治体として、積極的に声を上げ、社会変革を促す役割を果たさねばならない。こういった状況の中で、本市独自の政策を推進するためには優良な政策提言が必要であり、そのために交流事業を活用し、他自治体、団体、住民から情報を収集し、知恵を借り、現状を把握し、協力・連携して政策を立案するなどの取り組みを行うことが有効であろう。

#### (5) 将来の展望からわかること

ここでは、将来の展望から本市の交流事業が果たす役割とその方向性について考察する。

前節「(9) 将来の展望」(p.20:図表2-15)のとおり、全交流事業の実に226事業(93.0%)が、「現行のまま継続」と回答している。その理由についてもう少し考察をしてみると、以下の理由が考えられる。

現在の施策を円滑に運営できるレベルを維持しており、当面交流事業自体に問題はない。交流事業自体は、マンネリ化などによりその必要性が希薄になってはいるが、交流事業にかかる事務量・費用が軽微であり、有益な情報が得られるなど多少なりともメリットがあるため、縮小・廃止するまでもない。

当該交流事業から更なる政策推進や連携が期待できるため。

の場合、現在の行政課題の解決や市民ニーズなどに対応できているものと思われる。しかし、歳月を経ることにより新たな課題が発生したり、逆に必要性がなくなったりすることは十分にあり得ることである。このような状況の推移に対応して、常に交流規模や交流相手、事業内容についてチェックし、その形態を進化させることが必要であろう。そうすることで、より迅速で的確かつ安定的な行政運営の実施が期待される。

の場合、本当にその交流事業が必要なのか、縮小・廃止させることができないのかをよく検討すべきである。本当に市民ニーズに応えることができているのか、政策推進の役に立っているのか、事務量・費用は適正なのか、交流事業内容は、時代の流れにより変更すべきではないか、など常にチェックしていくべきである。多少得られる情報についても他の方法で代替できないかということも重要なポイントであろう。以前から行っているからといって漫然と継続しているのであれば、再考の余地はあろう。

の場合、より積極的に交流事業を行う礎として活用すべきであろう。

「縮小の方向で検討」しているものはなかったが、「終了を検討」している事業は5事業(2.1%)あった。この内訳は「もともと交流事業の期限が決まっており、その終了に伴うもの」

( 1 事業 ) 「 交流開始時期から状況が変化し、当初の予定していた効果等が得られないもの」  
( 3 事業 ) 「 交流を開始したが効果が得られず、特に必要がないと判断できるもの」( 1 事業 )  
である。交流事業の効果などを検討することにより、本当に必要な事業であるかを把握し、必要性に乏しい事業は場合によって終了すべきである。

なお、このような検討の対象が全体の 2.1% というのは、非常に少ないようにも感じられる。本格的に事業の必要性を検討すればこの数値は大きくなっていく可能性もあるだろう。

一方、「拡大の方向で検討」している事業は 7 事業 ( 2.9% ) あるが、そのすべてが平成 17 年度以降に開始された新しい事業であり、そのうちの 5 事業 ( 2.1% ) は産業政策課の事業である。その内容としては、地域活性化を見据えた、本市における産業振興のための支援事業や先進的政策についての情報収集が主なものとなっている。また、図書館のように他市図書館との相互協力について、相手方を増やすとともに、そのサービスの内容を拡大していくという事業もある。

このように本市の政策を推進していくために必要な交流事業が多くある中で、より一層のサービス向上、政策課題への取り組みを実施するため、交流事業の内容等の見直しは常に必要であろう。

交流事業の増加は本市の独自性を出すため非常に有効であるが、新しい都市間交流を構築するためには、様々な交流事業を展開しつつ、時代の変化や市民ニーズの変化を見極め、思い切った見直しを図っていくことも大事なのではないだろうか。

## 第 2 章注

2-1) 交流事業の費用対効果を分析するために、「事業経費」、「仕事量」を調査項目に含めて調査を行ったが、調査の結果、交流形態や費用対効果の考え方が事業内容や相手先との関係で非常に多様であったことから、本研究では分析を行わず、言及も控えることとした。

2-2) 一部事務組合は、地方自治法に定める特別地方公共団体であるが、本調査では相手方の分類に際して、普通地方公共団体 ( 都道府県・市町村 ) を「自治体」とし、一部事務組合については、便宜的に「民間企業 “ 等 ”」として区分している。

## 第3章 都市間交流事業の事例から

### ヒアリング調査に基づく分析

#### 1. ヒアリング実施の目的

本市では交流の目的や相手方などにより、様々な形態の交流事業を行っていることは、前章で確認したとおりである。しかし、今回の調査票の回答に記載されていない課題があるのではないか、将来の展望について「現行のまま継続」という回答が大部分を占めていたが、その中には、拡大の方向性を含んでいるものがあるのではないかと。本章はこのような問題意識から、全交流事業の中から特に7事業を選定してヒアリングを行い、その分析を行ったものである。交流事業の内容や課題などを詳細に把握・検証することが第一目的ではあるが、担当者との話の中で上記の問題意識に対する回答が得られることも期待しながら、ヒアリングに臨んだ。

#### (1) ヒアリングの方法

図表 3-1 のような調査事項について、対象事業ごとに担当者に対するヒアリングを行った。

図表 3-1 ヒアリング調査事項

調査事項	概要
交流開始のきっかけ	開始までの課題など
目的	交流事業の目的と実際の活動内容との比較
年間活動計画	現行の活動で十分であるか
事業効果	交流事業の目的との整合性
事業の課題、問題点等	交流事業における課題及び解決方法
将来の展望	更に交流事業を活発にさせるために必要なことや、今後の展開に期待すること
継続の意義	交流事業がなくなったときに予想されるデメリット、別の方法での交流事業の可能性
市民からの視点	市民からみた交流事業の位置づけ
周知・広報	交流事業の周知の度合いや普及啓発状況
その他	他の交流事業へ応用可能な点や本市として独自の役割

#### (2) ヒアリング対象事業

ヒアリング対象事業については、交流が活発に行われている事業のうち以下のいずれかの特徴を持つものを選定した。特に、市民ニーズに的確かつ迅速に対応するためには、共通の問題意識を持つ多様な地域資源との交流を行うことが今後ますます望まれることから、交流の相手に自治体以外が加わっている事業として3事業を選定した。

法令に基づくもの（一部事務組合等）

交流の相手が自治体だけでなく、住民・企業等が加わっているもの

民間同士の交流をバック・アップするタイプのもの

本市交流事業の大半を占める、いわゆる連絡会タイプで特に積極的に活動しているもの

最近本市が交流に参加したもの

将来的に拡大する方向性を有するもの

図表 3-2 ヒアリング対象事業一覧

部名		環境部	市民活動推進部	市民活動推進部	産業振興部	総合政策部	産業振興部	生涯学習スポーツ部
課名		ごみ減量対策課	学園都市文化課	学園都市文化課	産業政策課	政策審議室	産業政策課	図書館
事業名		東京たま広域資源循環組合	学術・文化・産業ネットワーク多摩	東京外国人支援ネットワーク会議	諏訪・岡谷地区の企業と八王子周辺企業の連携推進	東京都市町村企画研究会(第2ブロック)	産業のまちネットワーク	図書館相互利用
交流開始年度		S55	H14	H14	H18	S46	H19	H14
交流事業内容		日の出町にある二ツ塚最終処分場を管理・運営している一部事務組合で、多摩25市1町のごみの埋め立てを行っている。「三多摩は一つなり交流事業」を実施	多摩地域を中心とした大学を核とした産官学連携組織で、地域市民との協働による多摩地域活性化のための事業を実施	外国人支援活動をする諸団体による組織で、地域市民との協働による、都内に居住する外国人が安心して暮らせるセーフティーネットの構築を目的に事業を実施	本市と長野県諏訪・岡谷地区で異なる得意分野を持つ企業をつなげ、製品の開発と量産を支援する	東京都市市長会の附属協議会の一つで、市町村行財政上の諸問題に関する調査研究並びに情報、資料の交換を行っている	中小製造業の多い自治体間で、地域の課題と強みを活かし、広域の企業間連携等の有効活用を目的に情報交換を行っている	平成14年に相模原市と図書館等における相互利用に関する協定を締結し、平成19年、町田市と連携を開始
目的	第1目的	事業の効率化	地域の活性化	その他	情報共有	情報共有	情報共有	市民ニーズへの対応
	第2目的	経済的効果	事業の効率化	情報共有	地域の活性化	職員のスキルアップ		事業の効率化
	第3目的		経済的効果	職員のスキルアップ				
交流の相手方	対象	行政のみ	行政以外を含む	行政以外を含む	行政以外を含む	行政のみ	行政のみ	行政のみ
	対象の所在地	都内のみ	都内のみ	都内のみ	都外を含む	都内のみ	都外を含む	都外を含む
交流の根拠	法令に基づく							
	法令に基づかない							
将来の展望		現行のまま継続	現行のまま継続	現行のまま継続	拡大の方向	現行のまま継続	拡大の方向	拡大の方向
ヒアリング対象とした理由		法令に基づく交流事業	交流の相手が自治体だけでなく、住民・企業等が加わっている交流事業	交流の相手が自治体だけでなく、住民・企業等が加わっている交流事業	民間同士の交流をバックアップするタイプの交流事業	いわゆる連絡会タイプで特に積極的に活動している交流事業	最近本市が参加した交流事業	将来的に拡大する方向性を有する交流事業

2. 個別ヒアリング事例

図表 3-2 のヒアリング対象事業ごとにヒアリング結果を記載する。なお、「概要」、「経緯」、「効果及び課題」、「将来の展望」については、ヒアリング対象事業の担当者の見解であり、「考察」については、ヒアリングを行った研究員の考察である。

---

## (1) 東京たま広域資源循環組合

---

### 【概要】

東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」）は日の出町にある二ツ塚最終処分場を管理・運営している一部事務組合で、多摩地域 25 市 1 町における約 390 万人の可燃ごみの焼却灰及び不燃ごみ（以下「埋立ごみ」）の埋め立てを行っている。なお、平成 18 年 7 月からは可燃ごみの焼却灰をエコセメントとしてリサイクルし、資源として活用している。また、循環組合に加盟する自治体が地元日の出町の住民を招待し、スポーツなどを通じて親睦を図る「三多摩は一つなり交流事業」を行うなど、各自治体間で親交を深めている。



二ツ塚最終処分場（奥がエコセメント化施設）

### 【経緯】

昭和 30 年代以降の高度経済成長を起因とするごみ量の増大・ごみ質の多様化により、多摩地域では更なる最終処分場の確保が急務となった。そこで、武蔵野市や三鷹市などの呼びかけにより昭和 55 年に循環組合（当時の正式名称は東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合）が設立され、二ツ塚最終処分場と隣接する谷戸沢最終処分場への埋め立てが開始された（谷戸沢最終処分場は平成 10 年 4 月に埋め立てが完了）。なお、多摩地域の中であきる野市、日の出町、奥多摩町、檜原村は独自に最終処分場を確保しているため、循環組合には加盟していない。

### 【効果及び課題】

人口が密集している多摩地域では、各自治体が独自に最終処分場を確保することは困難であり、循環組合によって広域処分を行うメリットは非常に大きい。なお、循環組合では埋立ごみの搬入量に応じて自治体ごとに負担金を課しており、本市においても他の交流事業とは比較にならないほどの額を支払っている（本市は平成 18 年度に 11 億 9435 万円を支払っている）。つまり、ごみの減量率を高めることにより、埋立ごみの搬入量を減量することができれば、この負担金の額を減らすことができ、かつ最終処分場の延命化を図ることができる。このため、多摩地域においてはごみの有料化等によるごみの減量・資源化施策が進んでおり、リサイクル率も全国平均が 19.0%であるのに対し、多摩地域は 29.4%と極めて高い値を示している（平成 17 年度実績）。これは循環組合運営のしくみがもたらした「自治体間競争」の成果といえる。

一方で、課題としてはこの最終処分場の現状が住民に十分に浸透していない点があげられる。住民はごみの収集・処理（焼却等）の方法については知っていても、最終処分については知らない方が多いと考えられる。この点に関して、循環組合では住民のための施設見学を頻繁に行っており、見学者からは「ごみ減量への意識が高まった」との声が寄せられるなど反響は大きい。ただ、施設見学は受け入れ人数に限りもあり、それだけで多くの住民にごみ処理の現状を伝えるのは難しい。このため、循環組合では広報誌『たまエコニュース』（約 140 万部発行）やホームページ等を通じて住民に周知しているが、本市としてもあらゆる機会を通じて周知するよう努める必要がある。

### 【将来の展望】

二ツ塚最終処分場の埋め立てが完了した場合に、現段階では次の候補地がないため、今後各自治体におけるごみ減量への責務はますます重くなっていくだろう。本市においても不燃ごみ中に多くの割合を占めるプラスチックの資源化を拡大する必要に迫られている。したがって、廃プラスチック中間処理施設の整備が本市の環境行政における重要施策の一つとなっており、ごみの埋め立てゼロに向けた取り組みを進めているところである。

### 【考察】

循環組合は地方自治法の規定に基づく一部事務組合であり、地方自治体が担っている事務を共同で処理することで事業の効率化を図っている。各自治体の公平な負担や責任の明確化、チェック機能の確保等、最終処分場の共同管理には種々の課題があるが、これを法的に制度化することによって円滑に運営している。

また、多くの人口を抱え、次の最終処分場の選定が難しい多摩地域において、最終処分場を共同で広域的に運営するのは必然的なことではあるが、これは受け入れ自治体である日の出町の住民の理解と協力があってこそ成り立っているともいえる。

前述した循環組合への負担金の課徴制度により、ごみ減量・資源化への取り組みについて自治体間で競争が起こっている一方で、二ツ塚最終処分場延命化を共通目標として自治体間の連携が生まれている本事業は、今後の都市間交流の理想の形態の一つとして大いに参考となるであろう。

---

## (2) 学術・文化・産業ネットワーク多摩

---

### 【概要】

学術・文化・産業ネットワーク多摩（以下「ネットワーク多摩」）は、大学を核とした産官学の連携組織として広く地域市民と協働しながら、多摩地域の活性化のための事業を創造・実施している。具体的には、「学生がつくる中小企業ホームページグランプリ多摩」や「大学生による小・中学校教育ボランティア」、「TAMA-CUPフットサル大会」など多様な事業を行っている。平成19年5月現在、加盟機関は多摩地域の自治体（10）・大学（40）・企業（18）・NPOなど（14）、計82機関である。

### 【経緯】

多摩都市モノレール沿線における約30校の大学を中心とした「大学サミット多摩2000」にて、平成12年頃から大学と「住民」、「企業」、「地方自治体」との連携のあり方等が検討されていた。このような中、学長宣言によりネットワーク多摩が提案され、設立のための準備会を経て平成14年7月に発足した。以降、平成17年4月に社団法人となり、活動拠点も増やすなど、事業の拡大が進んでいる。

### 【効果及び課題】

ネットワーク多摩には広域連携によるスケールメリットがあり、「自治体と大学の連携による生涯学習講座」や「ビジネス連携モデルの構築」など市単独ではできないことを補完している。また、東京の大学は経営面が比較的安定していることもあってか、産官学連携に消極的な

大学も見受けられるが、ネットワーク多摩が存在することで、これをより積極的に推進することができる。

一方で、課題としては「事業の拡大により、すでに大学等で行われている事業と重なってしまうものがある」、「加盟企業からの要請により、一部本来の趣旨からずれた事業を行っている」、「事業の中には参加する大学が一部の大学にかたよっているものがある」などがあげられる。

### 【将来の展望】

本市ではより細やかな地域連携を図るため、地域 23 大学と市民団体等との新たな組織(コンソーシアム)づくりを検討している。このため、現在ネットワーク多摩が行っている事業の一部と重なってしまうおそれがあり、将来的に本市がネットワーク多摩に加盟する意義が薄れてしまうことが懸念される。また、ネットワーク多摩においても、平成 20 年度から実施する予定の「知のミュージアム多摩・武蔵野検定」等により広域連携を進める一方で、「大学でできることは大学で行う」ことを根本にし、事業の大幅な見直しを行っていくことを検討している。今後、ネットワーク多摩が更に効果的に事業を展開するためには、自治体等との連携を深め、地域におけるコンソーシアム等の組織の核になっていく必要がある。

### 【考察】

多様な団体が加盟しているネットワーク多摩は、一つの自治体では実施が困難な事業も効果的に行っている一方で、都市間交流を行うがゆえの悩みも抱えていることがわかった。広域的に事業を展開していくには、地域における事業をバック・アップする体制も考えなければならない。このことは多くの大学や企業等を有する本市においても同様であり、それぞれの団体で行われている事業を把握し、それに伴う課題を明確にすることで、新たな組織づくりを効果的に進めることができるであろう。

---

## (3) 東京外国人支援ネットワーク会議

---

### 【概要】

東京外国人支援ネットワーク会議は、外国人支援活動をする諸団体が地域市民と協働して、都内に居住する外国人が安心して暮らせるよう、セーフティーネットとしての機能を果たすことを目的としている。各参加団体により都内各所を巡回する「外国人のためのリレー専門家相談会」や、外国人相談窓口の相談員や通訳ボランティアのネットワークづくりと情報や課題の共有を目的とした「相談員・通訳ボランティア対象の研修会」を実施している。

構成団体は、国際交流団体、自治体、専門家団体、NPO等都内で外国人支援活動を行っている団体で、平成 19 年度は 42 団体が参加している。

年間 5 回の運営会議では、各参加団体において開催される相談会に関する情報交換だけでなく、外国人のための相談事業の充実と、専門家や通訳ボランティアとの協働型の相談事業のあり方も含め、活発な意見交換を行っている。

### 【経緯】

平成 12 年に、都内の国際交流団体で組織する「東京国際交流団体連絡会議」に「外国人相談事業担当者懇談会」を設置し、相談事業のあり方を検討し、ネットワークを組織して相談事業

に取り組むこととしたのがきっかけである。

平成 13 年に「東京国際交流団体連絡会議」内に「外国人相談事業部会」が設置され、通訳ボランティアのための研修会を実施し、平成 14 年、自治体国際化協会の先導施策として在住外国人のための「都内リレー専門家相談会」が都内 9 か所でスタートした。平成 17 年から都内の国際交流協会、自治体、専門家団体、NPO が加わり、現在の「東京外国人支援ネットワーク会議」という形となった。本市は平成 14 年から参加している。

各参加団体が実施している「外国人のためのリレー専門家相談会」は、あらゆる相談に母語で対応できる体制づくりを目指し、行政書士、弁護士、精神科医師、自治体職員等多分野の専門家が待機し、通訳ボランティアを介して相談者から相談内容を聞き取り、無料で母語による相談を行うというものである。

本市では、平成 15 年以来、毎年 2 月に「外国人のためのリレー専門家相談会」を開催しており、今年度で 5 回目となる。相談会当日の運営を「八王子国際交流団体連絡会」に委託し、通訳ボランティアは本市の「語学ボランティア制度」登録者の中から「相談員・通訳ボランティア対象の研修会」の参加者に依頼している。

### 【効果及び課題】

効果としてまずあげられるのは、市民や外国人支援活動を行う諸団体が中心となって開始した事業であるため、市民参加を促すものとして、市民向けの研修会の実施などフォローアップ体制が充実しており、通訳ボランティアや相談会運営スタッフとしての市民の参加者も年々増えていることである。また、他の団体で実施している相談会のノウハウや情報の共有ができ、言語によっては不足する通訳者を広域的な連携により確保できることや、事業開始当初に比べて相談会の実施会場数が 9 か所から 17 か所に、構成団体数が 30 団体から 42 団体に増え、ネットワークが拡大していることも顕著な効果である。

課題としては、東京外国人支援ネットワーク会議が相談会を円滑に運営すること自体に重きを置く傾向にあり、今後は広域的なネットワークを活かし外国人の抱える課題の分析とその解決の道を探るような新たな展開が求められるところである。しかし、行政、国際交流協会、NPO 等による構成のため、それぞれの立場によって重視する課題が異なることも多く、新たな連携事業へと足並みを揃えることが難しい状況である。

### 【将来の展望】

相談会の円滑な運営という観点でいえば、東京外国人支援ネットワーク会議への参加については現行のまま継続することが考えられるが、行政を含め各種参加団体等が一堂に会するため、将来的には構築されているネットワークを更に活かすことを検討する場となることが望まれる。

### 【考察】

東京外国人支援ネットワーク会議は「国際協会」といういわゆる民間主体で開始されたものであり、行政側が気づかない「市民ニーズ」を市民と密接に関わっている団体がいち早く把握し、そのニーズへの対応のための活動を開始したものに、行政が加わった事例である。そのため、運営会議は、情報交換だけでなく、絶えず新たな課題を見つけ熱心に議論を交わす場となっているとのことである。

この事例のように、交流の相手に自治体以外の民間団体等が加わっている場合は、行政だけでは対応できないものを補完しあうなど、多様な市民ニーズへの効率的な対応策となるものと

思われる。このような交流には、お互いが持つ得意分野において最大限の力を発揮し、それぞれの立場で、新たなメリットをもたらすような交流事業の組み立てをすることが、交流の成功の第1歩ではないだろうか。

---

#### (4) 諏訪・岡谷地区の企業と八王子周辺企業の連携推進

---

##### 【概要】

八王子市を中心とした地域には、高い技術力を有する開発型企業が集積している。一方長野県の諏訪・岡谷地区は精密部品の量産や機械製造などの方面で強い産業力を保持している。

これらの企業の連携により、それぞれの得意分野を活かし、製品の開発、量産などの支援を図るものである。

行政が主宰、主導していくのではなく、地域の産業間での有機的な交流である。本市は外注先相手企業を探しコーディネートするなどの調整的な役割を担っている。

##### 【経緯】

元来本市は、古くは繊維産業の時代から諏訪・岡谷地区とは交流を行っており、近年においては中央自動車道やJR中央本線など交通網の発展から、地理的な親和性も高い。また経済産業省の産業クラスター（注3-1）としては隣接したブロックに位置しており、このような環境から交流の下地は一定程度整っていたとも考えられる。

このことを背景とし、本市産業振興アドバイザーや経済産業省研修派遣職員などの仲介・協力を経て交流が開始されることとなった。

##### 【効果及び課題】

企業単体だけでは解決できない技術的な課題等を、広域連携の中で解決することができる。まだ開始されて間もない交流ではあるが、実際に新製品の開発につながるような成果もあげており、更に交流を深めていくことによって、将来的な企業誘致への道を開く可能性も多分に内包している。

担当者が実地に種々の企業を訪問することで情報の媒体となるため、八王子を宣伝する営業効果は大きい。また、中小企業の情報力向上等にも資するものである。

一方で課内や庁内で情報共有化を図っていくことや、担当者の継続安定性とノウハウの継承などが課題である。

##### 【将来の展望】

平成18年度に開始された交流であるが、次年度以降拡大の方向で検討している。これからの行政としては、従来の自治体間連携型の交流だけではなく、このような「民間同士の交流をバック・アップするタイプの交流」も併行して展開していく必要があるのではないかと。

今後とも広域での交流を積極的に促進していくことにより、本市周辺企業のより一層の活性化を図り、本市の更なる産業振興を目指していく。

##### 【考察】

ヒアリング全体を通じて、担当者の都市間交流に対する前向きな姿勢がよく伝わってきた。

交流事業自体にとどまらず、そこから派生して、本市の産業支援全般の状況など多くを聞き取ることができた。

例えば「顔の見える実務レベルでの個と個による交流こそが実効性をもつ」、「スタッフの適格性」、「交流相手に対する信頼性に配慮した人事」、「親睦会、交流会の重要性」などは他の多くの交流にもあてはまると思われる。とりわけ、「交流の先鞭をつけ、一定の軌道に乗せるまでは中核となるスタッフが中心的に牽引し、その後に組織全体への一般化、システム化を図る。そのバランスと徹底が重要」という点については、都市間交流をより実効性の高いものとしていくための有効な一手法を示唆しているものと言えよう。

---

## （５）東京都市町村企画研究会（第２ブロック）

---

### 【概要】

本会の目的は「市町村行財政上の諸問題に関する調査研究並びに情報、資料の交換を図り、もって地方自治の発展に寄与すること」であり、この目的の達成のため「市町村の行財政に関する調査研究」、「各市町村及び関係機関との情報資料の相互交換」、「研修会、講習会の開催」、「その他本会の目的達成のために必要と認める事業」を行っている。本会は６つのブロックにわかれており、本市は町田市、日野市、多摩市、稲城市とともに第２ブロックに属している。

第２ブロックでは年間６回程度の会議を開催している。例年、東京都の予算編成に対する要望のブロック案の検討、新法施行による各市への影響等についての意見交換、並びに各市の先進事例を題材とした情報共有及び意見交換などを行っている。

### 【経緯】

東京都市町村企画研究会は、地方自治法に規定されている全国市長会とは異なり、任意の組織である東京都市長会の附属協議会の一つとして、昭和４６年６月に発足した。

### 【効果及び課題】

隣接市が取り組んだ先進的な事例や共通する課題等について情報共有し、当該事例について直接担当所管と質疑応答をすることは、職員の発想の幅を広げ、それぞれ自市での新たな政策展開に活かされている。また、そこから新たな連絡、連携等が生まれ出されることも期待される。

課題としては、本交流事業により得られた情報の全庁的な共有が不十分であると考えられることである。本交流事業の効果を一層高めるためには、これまで以上に企画部門から全庁への情報提供を積極的に進める必要があり、また、情報提供の効果的な手法についても検討する必要がある。更に、本交流事業は、市民や団体等が交流主体となるものではないが、対外的にも本交流事業により得られた情報について周知していく必要があるのではないだろうか。

### 【将来の展望】

各市の先進事例について、直接運営に携わった担当者と意見交換を行うことは、非常に意義深い貴重なものであるため、積極的に交流を図っていく。

### 【考察】

本事業による効果は十分得られており今後も拡大していくべきであるが、それは交流する回

数や参加者を増やすなど物理的な拡大ではなく、現状の交流事業を継続する中で、得られた情報を効果的に活用し、交流効果を高めていこうとするものである。そのためには、本市だけではなく、本会議を構成する主体である各市も足並みをそろえて取り組む必要がある。本市では、今回、都市間交流について考察を行ったこともあり、交流事業拡大の必要性について積極的に構成市に働きかけを行いリードしていく必要があると感じる。

---

## （６）産業のまちネットワーク

---

### 【概要】

産業のまちネットワーク（注 3-2）は、古くから地場産業が盛んな地域である大田区、川崎市、品川区が幹事自治体となり、参加自治体が交流と連携を深めることにより、各地域の抱える課題解決に向けた主体的な産業政策を実現することを目的としている。そのうえで様々な産業集積の特徴を活かした企業の地域間ネットワークを構築し、国際競争力をそなえた広域的な水平分業化も視野に入れて情報交換を行っている。参加しているのは産業政策担当者で、各自治体の産業政策の立案に活かすとともに、情報や人間関係を活かして広域の企業間連携等に有効活用している。

### 【経緯】

本市は、以前から交流のあった相模原市から紹介を受け、平成 19 年度はオブザーバーとして会議に 2 回参加した。この交流事業は平成 8 年から始まり、本市としても以前から参加の希望はあったが、本市の産業振興アドバイザーにより八王子市の参加は時期尚早とのアドバイスを受け、八王子の産業政策の基盤がある程度整ってきた本年度からの参加となっている。

### 【現状】

ネットワークにはキーパーソンが必要である。現在本市では産業振興アドバイザー、経済産業省関東経済産業局に研修派遣している本市の職員、広域での交流に意欲的な産業政策課職員とが協力し、それぞれがキーパーソンとして他都市や企業との顔つなぎ役となっている。

### 【効果及び課題】

自治体間で学びあうことにより、産業振興における各自治体の状況とその中における本市のポジションがわかる。参加している各自治体の先進的な政策の情報を得ることができ、本市の産業政策に役立てるのはもちろんのこと、失敗事例も学ぶことができる。お互いにこれから歩むべき道や進んではならない方向がわかり、参加しているどの自治体にもメリットがあるのが特徴である。

参加団体が広範囲にわたっているため、東北地方など遠方の自治体とは交流が困難な面がある。また、西日本地域からの加入がないため、同地域の情報は入らない。

民間の企業は個と個のつながりから関係が始まる。これに学び、キーパーソンをきっかけにまずは個と個のつながりを作ることから始め、その後、いかに本市の産業政策課という組織につなぎ、担当者が変わっても関係を維持していけるかが課内の大きな課題である。

庁内に対しては、産業振興アドバイザーによる研修を通じて、産業振興の必要性や地域間の連携の必要性について訴えかけているが、十分にアピールできていない状況がある。課内では

温度差があるものの広域での交流にはどの職員も積極的に取り組んでおり、本交流事業も拡大の方向に動いている。

### 【将来の展望】

来年度からは本会員となって更に活発に交流し、情報をもつ組織や個人との積極的な交流を図っていく予定である。

### 【考察】

「産業政策の世界では企業を相手にしているだけに、行政の中だけで物事を考えていては発展性がない。苦手なものがあれば、それが得意なところとどんどん手を結び、お互いを補い高めあう」。これは産業政策課の担当者の言葉である。これは産業政策のみならず、都市間交流すべてに言えることである。都市間交流は我々の業務上やったほうがよいことではあるが、すべて必ずやらなければいけないことではない。このため、各担当所管の考え方によって、都市間交流への取り組みや効果に差が出てくる。担当所管として、都市間交流の効果をよく理解したうえで、職場全体が常にアンテナを高くし、外に向かって触手を伸ばしている状態を保ち、都市間交流を担当する職員のみならず職場全体のバック・アップ体制を整え、職場を挙げて取り組むことが欠かせないのだと考えられる。

---

## （7）図書館相互利用

---

### 【概要】

図書館は、市民に最も身近な行政サービスの一つであり、図書館の利用環境は市民からの関心が高く、都市間交流の代表的な例として一般に知られているところである。

本市では、平成14年4月に相模原市と、平成19年10月に町田市とそれぞれ協定を締結し、図書館の相互利用を実施しており、双方の市民が両市の図書館を利用できるようになった。

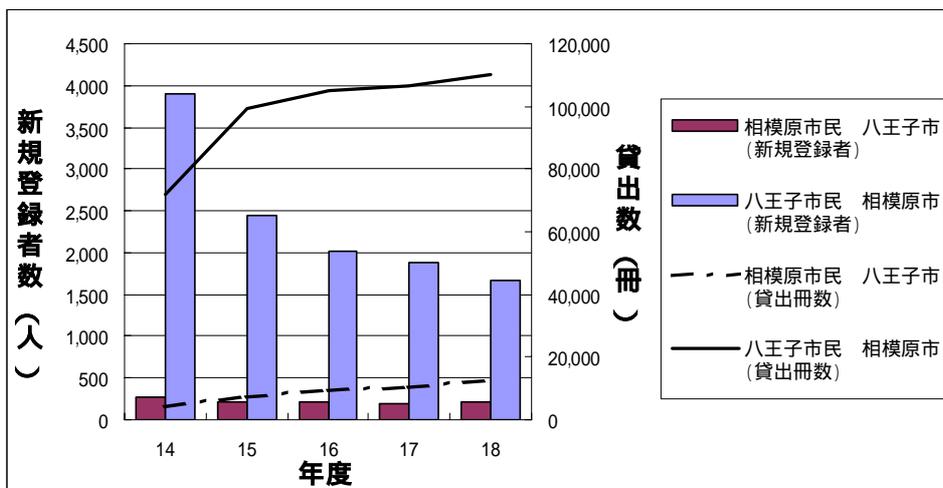
### 【経緯】

相模原市との連携はJR横浜線橋本駅前の図書館を利用したいという本市民の要望をきっかけとし、町田市との連携は東京都市長会での図書館の広域連携に関する政策提言を契機として始められた交流事業である。一方、本市東部地域で図書館の利用に関する市民要望を受け、日野市や多摩市に相互利用を打診したが、両市は既に自市民の利用で過密状態であるとして実現しなかった事例もあった。

### 【効果及び課題】

八王子・相模原・町田の3市とも市域の広さに比べ図書館数が少ないことが課題とされていたが、隣接する自治体との図書館の相互利用が可能になったことで、市民ニーズの充足につながったとみられる。八王子・相模原両市の図書館における他市民の新規登録者数と貸出冊数の状況についてみると、本市民が相模原市の図書館を利用する割合は、相模原市民による本市の図書館利用に比べ、約10倍となっている（図表3-3）。

図表 3-3 八王子市と相模原市との図書館相互利用における新規登録者数と貸出冊数



注) 相模原市の市民数については、合併により、平成 18 年度は旧相模湖町と旧藤野町を加えた数値となっている

今後の課題として、利用の増加と利便性の向上を図るために、サービスの制限を極力なくしていくことがあげられる。例えば、本市と相模原市の間では両市民とも制限なしで図書館資料を利用することができるが、町田市との相互利用においては、本市民は町田市の図書館では資料の予約サービスが利用できないという制限がある。

【将来の展望】

現在は本市と隣接している自治体間での連携にとどまっているが、平成 20 年 4 月には京王線沿線の 7 市の市民が、相互の図書館を利用できるよう取り組んでいるところである。平成 19 年 1 月に、京王線沿線 7 市の市長が集まり、図書館相互利用についての話し合いがもたれた。その後、同年 2 月に協議会が設置されている。この取り組みによって、多摩地域の 7 市いずれの図書館に行っても、同じサービスを受けられるような仕組みの構築が目指されている。

【考察】

各自治体では図書館サービスの向上を図るにあたり、館数を増やしたり、資料の充実度を高めたりするなど、様々な方法をとっているが、各自治体間で図書館の相互利用を行う場合、利用者は市域に関わらず距離が近い図書館を利用するため、他自治体住民の利用者が増え、運営上の負担が大きく増す場合も想定される。そのため各自治体とも連携に消極的とならざるを得ない場合もあるだろう。

このように自治体間での利害を一致させることは難しいが、特徴ある魅力的な図書館をつくり出すことで来館者数が増え、周辺地域への経済的波及効果が見込まれることなどを考えればより柔軟な対応が可能になるのではないだろうか。今回の連携に向けた取り組みも、そのような課題を乗り越え、各自治体の連携によりサービス向上を目指すという積極的な動きと言える。

なお、小金井市では他市町村民の誰もが資料を利用することができ、貸出冊数などの制限も設けられていない。今後、このように「開かれた図書館」が広域連携の望ましい姿として推進されるべきである。

## 図書館相互利用に関する補足

京王線沿線7市の図書館相互利用に向けた取り組み（p.37）について、研究員による報告書執筆後に相互利用協定が締結された。ここでは事務局より、その概要と利用方法等について、補足説明を加えさせていただく。

### 【概要】

京王線沿線7市の図書館では、平成20年4月1日から、生活圏に根ざした、使いやすい図書館サービスの提供を目的に図書館の相互利用をスタートする。

今回連携する7市の図書館の蔵書数を合わせると約658万冊（多摩26市の図書館蔵書数の40.2%）に及ぶ。また、利用できる図書館も54館と、より身近な図書館の実現に大きく寄与するものと言えるだろう。なお、図書以外にも、ビデオ、DVDやCDといった視聴覚資料や雑誌を借りることも可能となる。

本市の担当者は「この図書館連携を通して、より多くの方に読書の楽しみを提供するとともに、読書に親しむ環境の向上に努めたい」と述べており、今後の運用においてもよりよいサービス提供を図る決意をうかがわせている。



京王線沿線7市市長による調印式。写真左端が八王子市長

### 【対象施設】

八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、多摩市、稲城市の54図書館と、町田市、日野市の移動図書館

### 【利用方法】

各市の図書館窓口で利用者カードを申請

### 【蔵書数・館数一覧】

市名	蔵書数（冊）	館数（館）
八王子市	1,415,648	5
府中市	1,199,611	13
調布市	1,145,873	11
町田市	975,475	6
日野市	712,237	8
多摩市	692,707	6
稲城市	438,923	5
合計	6,580,474	54

### 3. ヒアリングのまとめ

これまで全庁的な把握がされていなかった都市間交流を、第2章における調査のような形で抽出できたことは極めて有意義であったと考えるが、我々研究会としても手探りの中、試行的に実施した調査であり、個々の交流事業の中身について調査票のみでその概要をすべて把握しきれたとは考えていない。そこで担当者の生の声に接したならば、当該交流事業の特色や内包する問題点などがより浮き彫りになってくるであろうことから、全体からみればごく一部ではあるが、いくつかの所管課に対してヒアリングを実施したものである。

その結果、本市の都市間交流の実態について掘り下げて把握することができた。本節ではこのことから更に、本市都市間交流について若干の考察を試みる。

#### (1) 担当者の熱意、創意

数多くの交流事業の中からヒアリングの対象事業を選定するに際しては、調査票を概観したうえで、「比較的活発な活動が予想される」という点に大きく比重を置いた。実際にこの見込みは大きく外れることはなく、ヒアリングを実施した事業はどれも形だけの交流といった類のものではなく、積極的な活動を展開し成果をあげているものであった。

ヒアリングの結果で最も着目すべき点は、担当者の熱意である。どの担当者も明確に目的意識を持ち、「なぜその交流が必要なのか」、「問題点、改善点はどこにあるのか」、「交流をどのように発展させていくべきか」といった課題についても、自分なりの考えをしっかりと持っていることが感じられた。このことは、ヒアリングにあたり、「限られた時間では本研究の主旨が十分に伝わらず、事務的な回答しか得られないかもしれない」という不安を抱えつつ臨んだ我々にとって、喜ばしい誤算であった。

これは前述したように、「活発な活動が想定されるものを対象とした」という要素も幾分は影響しているかもしれないが、決してそれだけによるものではないだろう。ヒアリングが実施できたのは全体のごく一部であることを考えると、熱意と問題意識を持って積極的に交流事業に取り組んでいる所管課と担当者が少なくないということである。このことは「八王子におけるこれからの都市間交流」にとって大変明るい材料である。こういった人材は市の貴重な人的資源であり、適材適所の人員配置のもとに大いに活躍してもらわなければならない。このような職員が多数育成され、庁内各所管課で都市間交流を担うようになれば、意義深い実のある交流が、その数を着実に増し、全体も発展していくに違いない。

また、今日の複雑化、細分化を極めた行政機構の中にあっては、都市間交流の有用性が特定の部等に限定化されることはなく、今後一層行政の様々な局面においてその必要性が論議されることになるであろう。そのような意味では、今までの日常業務の中で都市間交流に直接携わることのなかった職員も、これからは積極的に参画し、自らの可能性を開花、研鑽することが求められる。そして、そのような中から更なる多くの熱意と創意が生み出されることだろう。

#### (2) 情報の共有と周知

都市間交流の大きな目的の一つに「情報共有」があげられる。今回の調査結果もそれを裏付けるものとなっており、交流目的としては、各所管課からの回答中最も多くあげられている項目であることが判明した(第2章)。これが都市間交流の最大目的といってもよいだろう。

多くの所管課においては、この交流事業の目的がしっかりと実現されているものと推測される。しかしながらここでもう一步踏み込んで、「職場内・庁内での情報の共有化」という点につ

いて言及したい。すなわち、交流によって担当者が入手してきた情報、その他種々のノウハウなどについて、その職場で組織的な伝達・継承が行われているか否かという点である。

このことは研究会においても、庁内で横断的に想定される問題点として当初より提起されていたが、ヒアリングの結果、やはりその点についての組織的な取り組みはなかなか進んでいない状況であることが確認できた。都市間交流に積極的な所管課にしてこの実態であることから、この傾向は庁内全般的なものであることが予想される。

前段で、熱意ある担当職員がその所管課で行う交流事業を中心に牽引しているという実情を述べた。「その業務について見識と熱意を持つ人材が、適材適所の観点からも所管課の中核となって推進していく」ということは極めて適切かつ必要なことではあるが、ここで注意しなければならないのは、組織的なバック・アップとその元となる情報の共有化の必要性である。この部分の欠落は、極端に言えば「担当者の孤立化」、「担当者の自己満足」などにつながる恐れがある。せっかく高い資質を有した職員がいても、このような状況を招くならば、それは本市の都市間交流ばかりでなく行政経営という面からも決してプラスではない。

ここで改めて情報の共有化が必要な理由を列挙すると、以下のようになると思われる。

現行のあり方を検証し、問題点等を組織的にスクリーニングするため

交流を主体的かつ中核的に推し進めるスタッフが、少数（若干名）で固定されてしまう場合、時として問題点が隠されその抽出が困難になる（先入観のない第三者からみれば問題点が一目瞭然の場合も多々ある）。

更なる活性化、効率化のための組織的な見直しを行うため

交流の活性化、マンネリ化の打破が重要なポイントとなる。個人の創意のみへの依存は、いくら工夫をこらしたとしてもやはりどうしても限界があり、多角的な視点が必要。

業務、知識を継承していくため

意識の高い職員が交流を発展させていったとしても、スタッフの交替によって途端に前例踏襲型へとトーンダウンしてしまうのでは、都市間交流における行政の役割から考えてもあまりに消極的であろう。

逆に交流の実態が、「事務的に出席して資料だけ持ち帰り、その資料もほとんど所管内で供覧されることはない」という程度で、もしそれで支障がないのならば、その交流は本当に人員を割いて継続する必要があるのだろうか。いずれにせよ、情報の共有化については、その重要度を各部門ともに十分に認識し、対応策を講じる必要がある。また、今後この部分の研究が一層深められるべきであろう。

### （３）都市間競争と派遣制度の役割

今回ヒアリングを実施した中で、「市から他団体へ研修派遣した職員が交流開始の契機に大きく寄与した」というケースが報告された。その所管ではその他にも多くの業務上参考になる情報が入手できるとしており、この制度の重要性の一面をうかがわせる結果となっている。

言うまでもなく「派遣」は都市間交流の典型的な一形態である。特に「情報共有」という視点でこれをみた場合、他団体の生きた情報を取得するには最も効果の高い手法と言ってもよい。

我々の日常業務を振り返ると、他の自治体での事例について極めて情報量が少ないということはないだろうか。他市ではどのように処理しているのだろうか、この業務の進め方は他と比較して果たしてどうであろうかといった疑問は生じないであろうか。疑問を放置してはいない

だろうか。仮に調べたとしても、いつも多摩地域の近接市のみであり、更にその場限りのために組織的な知見の集積がなされないなどという事態にはなっていないだろうか。

都市間交流が今回のテーマであるが、一方で「都市間競争」という概念が近年様々な場面で取り上げられている。これからは市民もより快適な都市、行政を求めて居住地や勤務地などを選択していくということもまた都市間競争の端的な一側面と言える。このような時代、特に地方分権の時代においては、自己の既存手法のみに拘泥し、変革や発展への欲求が希薄な都市は必然的に停滞を余儀なくされる。自治体においても、謙虚に他から学び取る姿勢というものは、「都市間競争」の時代であればこそ決して軽視してはならないと考える。

こうした実情と時代背景とを考えれば、今後とも、様々な形による「派遣」という制度の重要性が低減することはあり得ない。近年、財政上の制約から、先進市視察の機会が抑制されてきたが、その拡充と合わせて、より一層多面的な役割を担うべきなのかもしれない。今回の研究においては、「派遣」を特化したテーマとして取り上げることはできなかったが、都市間交流の重要な要素として位置づけていく必要がある。

#### (4) 都市間交流の活性化と検証

前述したように、今回は全体の中から特色ある都市間交流を抽出し、ヒアリング調査を行った。活動内容の活性度を選定指標として重要視したこともあってか、市民や行政の具体的なニーズに基づき交流している事例が多いため、目的が十分明確にされており、それぞれ相応の効果も着実にあがっているようである。交流主体も単なる「自治体」対「自治体」ではなく、様々な「民間団体等」との関わりも、効果のわかりやすさの一助となっているのであろう。

このようなタイプの交流を今後とも一層発展継続させていくべきことには疑問の余地はなく、市民の理解も十分に得ることができるはずである。できれば市内の多くの都市間交流が、それぞれの方途により活性化していくことが望ましい。

翻って、今回の調査で圧倒的多数を占めた交流のタイプは協議会型のものであるが、その中には他自治体と横並びで義務的に名を連ねているような交流はないだろうか。もちろん交流の目的やその方法論は千差万別であり、効果の発現も即時的なものとそうでないものとが当然あるだろう。よって一概にそのような懸念を持つべきではないかもしれないが、数百の交流について、市民、市政への貢献度の観点から虚心坦懐に現状を検証するという行為は、やはり定期的にこれを行っていく必要があるのではないか。

そしてその結果、交流の中に時流に合わなくなったり、当初の目的と乖離してきたりしたような部分が見出されれば、何もそれを途絶させるだけが有効策ではない。どのように再建し、実効性のあるものにしていくかを論ずればよいことである。それを成し得るだけの人材がすでに交流事業に携わっていることも、このヒアリングを通じて確認できた。

### 第3章注

3-1) 新事業が次々と生み出されるような事業環境の整備により、競争優位を持つ産業が核となって、広域的な産業集積が進む状態。

3-2) 執筆に際し、産業のまちネットワークHP (<http://www.sanmachi-net.jp/index.php>) を参考とした。

### 参考文献

・(財)東京市町村自治調査会『多摩地域ごみ実態調査(平成18年度版)』(財)東京市町村自治調査会、2007年

---

## 第4章 これからの都市間交流の課題と展望

---

### 1. 本市の都市間交流の課題

#### (1) 独自性の発見

今回の調査結果から、本市が行っている都市間交流事業においては、一部事務組合・広域連合など、法令に基づくものはごく一部であることが確認できた。このことは、現行の交流事業の大半が、本市独自の判断のもとに進められていることを表している。つまり、本市が独自に行政課題の解決を図るための手法として、また、市民ニーズへの対応を模索するために他の自治体等との都市間交流を行っているということである。

実際、本市には豊富な人材、産業・大学の集積、貴重な自然、魅力的な観光スポット、伝統ある歴史・文化、交通の要衝地等、他には類を見ない魅力的な地域資源の集積があり、本市の都市間交流のコンテンツとして活用されている。しかし、本市が内包している魅力や独自性とはそれだけではないはずである。

都市間交流は、まず相手のことを知ることから始まるが、相手を知ることを通じ必然的に本市との違いを認識することになる。交流を進めていく過程で本市の姿を客観的に眺めることが可能であり、本市と他の自治体等との相違点を明確に意識することで、本市に内在している独自の特性を発見することができるはずである。新たに発見した本市の独自性は、新たな都市間交流の可能性を生み出すことにつながるため、職員は都市間交流を行ううえで、本市の独自性を見出すという意識をもつことが必要である。

#### (2) 交流主体の多様化

本市の都市間交流の交流形態については、自治体間での交流が大部分を占めることも明らかとなった。しかし、今日の地方分権型社会においては、地域の「公共」は行政だけではなく地域社会を構成する市民、市民活動団体、大学、企業など様々な主体が、それぞれの責任のもとに役割分担して形づくられている。また、市民は様々なネットワークを生かし情報交換を行い、市区町村などの行政区を越えた広域でのコミュニティを形成している。

このような状況の中、本市がより効率的・効果的な行政運営を行い、多様なニーズに対応していくには、自治体だけを交流相手とする都市間交流では不十分であり、地域社会を構成する様々な主体の参加を得ながら、行政区を越えて多様な主体との交流に取り組んでいく必要がある。例えば、本市とA市の交流事業にA市の企業を交えることや、本市とB市の大学が直接交流するならば、多様な交流主体と本市との比較が多角的に行われることになる。それは、本市の独自性を様々な角度から再発見することにつながり、ひいては更なる「公共」の活性化にもつながるものと考えられる。

#### (3) 情報の共有・蓄積・継承

交流により得られた情報の庁内での共有の必要性については、前章ヒアリングのまとめの中で指摘したとおりであり、現行のあり方の検証や、交流の活性化・効率化、知識の継承のためには、庁内での情報共有を積極的に進める必要がある。

しかし、これからは、本市が市組織内部で情報化を進めるだけではなく、地域社会を構成す

様々な主体を含めた本市全体の活性化に向けた情報化を推進する必要がある。本市が現在策定を進めている「利便と効率を実現するICTプラン」(注 4-1)においても、行政サービスの質的向上、情報システムの最適化、地域課題の解決、継続的な取り組みを目標として掲げており、その中で、ICTを活用して本市と地域社会を構成する様々な主体との情報共有化を推進する体制を強化することとしている。

現状では、都市間交流に関する情報の取り扱いは、担当所管課の判断に委ねられているが、これからは、地域社会を構成する多くの主体に、本市の独自性を発見する機会を提供するためにも、また、地域を構成する様々な主体の参加に基づく、多様な交流を実現するためにも、更には、交流事業の効果を多角的に検証するためにも、都市間交流により得られた情報を庁内だけでなく対外的にも共有し、蓄積し、継承できるしくみを構築していく必要がある。

## 2. 今後の都市間交流の方向性

### (1) 積極的に情報を収集・発信・交換する「交流」を活発に

地域社会を構成する様々な主体の行動範囲が広域化し、それに伴い様々なネットワークが築かれ、広範なコミュニティを形成している今日、自治体が地域社会の構成主体のニーズを捉えた効率的・効果的な行政運営を行うには、他の自治体等との間で、積極的に情報を収集し、発信し、交換する「交流」の機会を数多く設ける必要がある。

積極的な「交流」を行うことにより、それまでは本市にとって常識であり本市の内側からは固定観念が邪魔をして見えなかった部分が、本市の独自性として認識されることが可能になる。更に、自治体だけではなく、他の自治体の市民、企業、大学等、地域社会を構成する多様な主体と「交流」することで、これら主体のもつ様々なネットワークやコミュニティと結びつき、「交流」の幅を拡大し「交流」に深みを増すことが可能となる。他の自治体等の異なった基準(ものさし)により、本市の姿をより客観的に捉えることができ、「わがまち」の強み・弱みの発見につながるのである。

多様な主体との「交流」を活発に行うために、職員は、本市の魅力を様々な手法で効果的に発信していく能力、本市にとって有用な情報を的確にキャッチする能力を身に付け、自ら積極的に交流の場に足を踏み出していく必要がある。

### (2) 付加価値公共サービスを生み出す「協力・連携」へ

他の自治体等との間で多様な情報を収集・発信・交換する都市間の「交流」プロセスを通じて、同じ目的を持つものが互いに連絡を取り、ルールや約束事を確認し、互いに信頼を醸成しながら目的の達成を目指していくという、都市間の「協力」が生まれる。

「協力」とは、他の自治体等の様々な主体が同じ目的意識のもと取り組みを行うことにより、より効率的で、効果的に目標達成を可能にすることができる都市間の交流形態である。

例えば、災害を想定した時、帰宅困難者への支援や住民の避難場所などについては、自地区内で完結できるものではなく、周辺自治体やその自治体内の住民、団体、企業等の地域社会の構成主体とも事前に協議・調整し一定のルールを定めておく必要がある。また、河川などの環境保全への取り組みに関しても、他の自治体等と「協力」した取り組みが求められる。単独の自治体の取り組みでは十分な効果が得られない広域的なニーズに対応するために、これまで以上に、他の自治体等との「協力」関係を構築していくべきである。

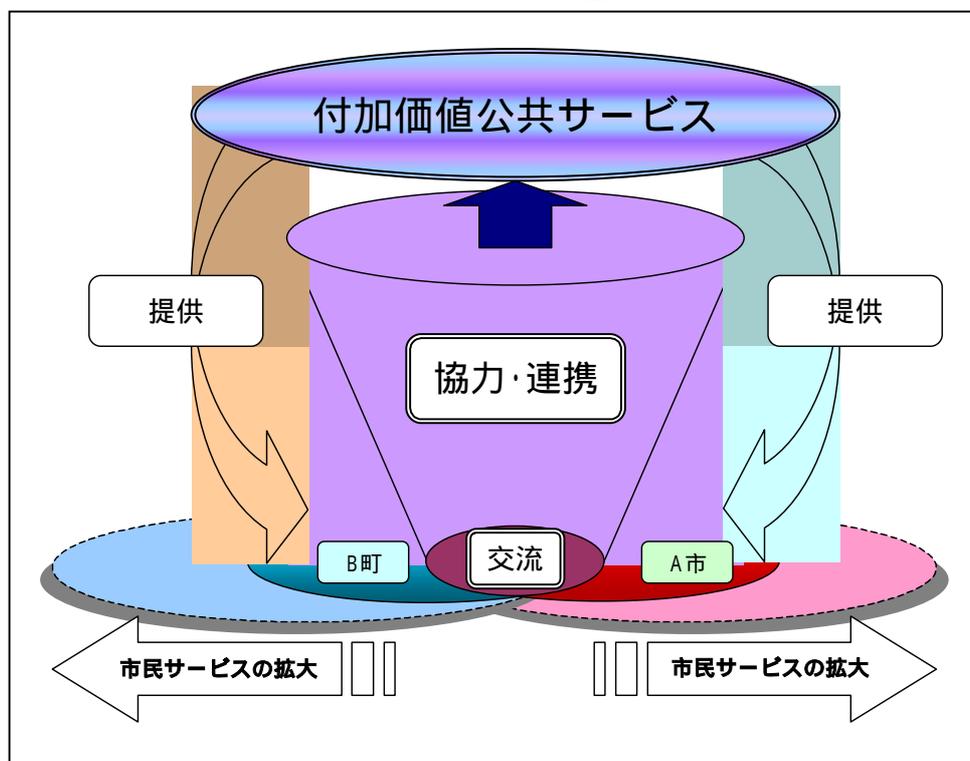
そして、都市間での「交流」や「協力」の結果、ある目的に対して同じ認識を持つ他の自治

体等と、互いにないものを補ったり、役割を分担したりして具体的な課題の解決に努めるとい  
う、都市間の「連携」関係が生まれる。これにより、自治体の区域ごとに異なる地域資源を、  
互いの行政区域を越えて有効に活用することが可能となる。各行政区域内にある地域資源を相  
互に活用することは、受益と負担の調整を図る必要はあるが、多様化、複雑化するニーズへ対  
応する施策として効果的であり、積極的に「連携」を働きかけていく必要がある。

都市間の「交流」、「協力・連携」のプロセスにより、単独の自治体の取り組みでは効果があが  
らない、または、単独では対応できない課題に対する対応が可能となる。つまり、自治体単  
独では決して成し得ない付加価値のついた公共サービスの提供ができるようになる。

厳しい社会経済状況のもと、自治体には、新たな行政需要や多様なニーズ、さらには広域的  
な行政課題に対応すべく、都市間交流を積極的に進めることで地域社会に対し「付加価値公  
共サービス」を提供していくことが求められているのである。

図表 4-1 今後の都市間交流の方向性に関するイメージ図



### 3. 残された課題～多摩の「リーディングシティ」を目指して～

#### (1) 他自治体への積極的な働きかけ

本市は、魅力的な地域資源を内包しており、都市間交流を拡大するためのポテンシャルは非  
常に高いものがある。また、今回我々が実施した調査からも明らかなように、本市には多様な  
都市間交流の実態があり、多くの担当所管がその効果について肯定的な評価をしていることが  
確認できた。本市の持つ地域資源という豊富なコンテンツを活用するとともに、都市間交流に  
より得られた効果を更に拡大していくために、他の自治体等に対して都市間交流を積極的に働  
きかけていかなければならない。

その際、都市間交流をオール八王子として一律に考える必要はない。地域社会を構成する多

様な主体や、地域の特性により、それぞれニーズは異なるはずである。例えば、本市は広大な市域ゆえ行政区域を接する自治体が多いが、これらの自治体との間でも、それぞれに多様な都市間交流の可能性が考えられる。行政区域を接する地域・地区ごとにニーズに合った独自の「交流」、「協力・連携」を行うことで、生活者である市民等に密着した「付加価値公共サービス」を当該スポットに的確に提供することができるのである。

なお、他自治体等と共通する課題であっても自治体ごとに優先順位は異なるため、多様な主体と同時期に協議・調整を完了することは困難であり、また、協議・調整に時間を要することで適切な時機を逸してしまう恐れがある。そこで、都市間交流が可能なところから始め、徐々にその輪を拡大するよう努めるべきである。

都市間交流は、交流すること自体に大きな意義があるため、まずは、できるところから交流の実績をつくり、その輪を拡大するよう働きかけ、次のステップにつなげていくという意識が大切である。都市間交流を進めるうえでは、時には譲り合わなければならない状況も生じるだろう。そのような状況でも目先のことにとらわれ過ぎず、交流の本質を見極めながら、長期的なビジョンを持って、新しい取り組みを積極的に提案していくような働きかけを継続していくことができれば、多摩地域における本市の求心力が高まり、そのことによって多摩地域のリーディングシティと認知されるだろう。そして、交流の広がりが多摩地域の活性化に結びつくことに期待したい。

## （２）中長期的視野に立った効果検証へ

我々は今回の研究から、本市の都市間交流の現状について、前述の課題を確認するとともに、都市間交流の必要性を強く認識し、今後も積極的に拡大するべきであるとの結論に至った。

しかし、都市間交流を推進するうえで事業効果の検証は不可欠であるが、その方法については更に研究を要する。本研究においても、交流の目的・形態・頻度が多様であり、単年度データだけでは効果検証が困難であることを認識するとどまった。また、交流事業には相手方が存在するため、場合によっては主体間で評価が分かれることもあるだろう。いずれにせよ、中長期的なビジョンの中で様々な主体が、様々な角度から、継続的に効果を検証することがより重要である。

そして検証の結果、当該事業効果に疑義があるものについては、当然事業の見直しが必要となるが、そのような場合であっても、これまでの都市間交流により交流主体との間に培ってきた信頼関係を、将来に向けて継承していくことが大切である。

## 第４章注

4-1) 情報通信技術（ICT）を活用し、市民生活の利便性の向上と市内の情報化を効率的に推進することを目的とした八王子市の長期計画。平成20年4月に公表予定（本研究報告書執筆時）。

## 参考文献

- ・東京都市長会『広域連携の勧め～多摩の魅力を高める18の連携～』東京都市長会、2006年
- ・（財）東京都市町村自治調査会『新たな市町村連携の可能性～広域行政研究会調査報告書～』（財）東京都市町村自治調査会、2000年

## 都市間交流の発展に向けて

---

### 1. 本研究の含意

「八王子におけるこれからの都市間交流」をテーマとする共同研究では、庁内全所管課に対する実態調査及び7事業に対するヒアリング調査を通じて、交流の現状と今後に向けての課題を明らかにした。現状では交流の大半は情報の交流であること、法定の交流よりは各政策分野における独自の交流が中心であること、都市間交流の主体としては自治体（行政）が中心でありながら今後多様な主体の交流が求められることなどが明らかになった。また、「交流」の研究を通じて、その発展型として「協力・連携」を位置づける試みも行っている。都市間交流は、その分野、主体、形態のあらゆる面で多様であり、今後その発展が政策の向上、ひいては市民生活の向上のために期待される場所である。

研究内容の要約と課題の提示については、第4章において簡潔に整理されているため、ここでは若干マクロの視点から、八王子の研究から読み取れる課題と都市間交流発展に向けての論点を簡潔に整理しておきたい。

### 2. 分権時代における自治体間競争と都市間交流

少子高齢化の急速な進行、自治体を取り巻く厳しい財政状況などの社会環境の変化に伴い、各自治体は、行政改革を推進しつつ政策を高度化させなければならない。本格的な地方分権時代が到来し、とりわけ基礎自治体である市町村が独自に政策を立案し、実施する余地が大幅に拡大した。また、分権改革においては自治体の法令解釈権拡大が実現したことも特筆すべきである。そして同時に、このような分権時代では、様々な政策分野において自治体の力量が問われている。いまや、自治体間競争の時代なのである。このことは、競争の結果として、自治体間に“政策の格差”が発生することも意味している。

しかし、こうした競争によって単に勝ち負けを競い、自治体を優勝劣敗の関係に置くことにとどめてはならないことが重要である。競争に基づく自治体諸政策のトータルなレベル・アップが必要であり、そのためには都市間交流が一つの核となる。その際には、単なる情報交換にとどまることなく、実質的な政策の内容に関する議論が自治体の枠を超えて行われることが必要であろう。

また、自治体間競争とは「自治体間政策競争」と言い換えることもできる。福祉、環境、教育などの個別政策分野における競争であり、雑誌等で公表される「自治体ランキング」もこうした観点によるものである。こうした競争時代においては、政策所管単位の積極的な交流が今以上に求められよう。八王子市を事例に考えると、「多摩地域の市町村」、「東京都内の市区町村」という枠組みにとらわれない全国各地（事例によっては他国）の自治体との交流である。八王子市が参加している一例として、「環境自治体会議」がある。自治体環境政策の推進、環境に関する情報ネットワークづくり、環境事業の推進、社会的アピールの場の創出の4つを柱に北海道から沖縄までおよそ60の自治体が環境問題について交流を図っている。こうした交流が、単に“名を連ねているだけ”にとどまらず、様々な分野で実効性のあるものとして拡大することが政策の向上に直結することになる。

### 3．市民分権と都市間交流

地方分権の進捗とともに、同時に提起され、浸透しつつあるのが「市民分権」である。自治体という行政機関だけでなく、議会（議員）、市民など地域を構成するアクターが相互に意見を出し合い、政策の立案、実施を遂行すること、また、とりわけ実施過程においては市民がその一部を担っていくことが主張される。市民のレベルに着目すると、伝統的な役割を果たしてきた町会、自治会といった地域団体、テーマ別に活動している市民活動団体などの役割が期待される（八王子市におけるこれらの課題については、「八王子における地域自治組織を考える」八王子市都市政策研究会議編『まちづくり研究はちおうじ』第4号、2007年を参照）。NPO法（特定非営利活動促進法）が1998（平成10）年に制定、施行されて以降、市民活動が急速に拡大、発展してきていることも、市民分権を後押ししている。

ここで、市民が政策の一翼を担うという観点からの市民分権を考えると、市民レベルの交流も欠かせない。本共同研究の第4章でも指摘しているとおり、都市間交流の大部分は自治体間の交流であるが、市民や市民活動団体なども多様なネットワークを駆使して情報交換などを行っている。こうした市民間の交流を促進させていくことは、今後重要な課題となる。ただ、市民間の交流に対して過度に行政が関与することは、市民活動の発展を阻害しかねない。行政の役割は市民間の積極的な交流をバック・アップすることにとどめ、多様な交流による諸成果の情報を市民と行政が共有する制度づくりに着手すべきであろう。

### 4．都市間交流と政策波及

前述した自治体間競争に関連して、近年、行政学や政策研究の分野において「政策波及」に関する研究が蓄積されつつある。伊藤修一郎氏などの研究によれば、政策波及とは同種の政策が他の自治体などに伝播することである。条例制定などにあたって他の自治体の事例を参照し、その内容が波及していくことになる。情報公開条例、男女共同参画条例など、ある時期にその制定が先進的であるとされた条例の波及がその典型例である。政策の形式という観点からすれば、それは条例にとどまらず、自治体で多数策定されている計画などにおいても政策の波及は明らかであろう。

このように考えると、ある自治体が条例や計画の原案を作成する際に他の自治体の事例を参照することは日常的であり、このこと自体一つの交流であろう。ここで念頭に置くべきことは、先進的自治体の事例を「丸写し」的に参照することでは無意味だということである。当該先進事例の内容だけでなく、その背景、立案の手法、議論の過程などを含めて研究することが、結果として真の政策波及ということになる。本共同研究を実施した八王子市が、“政策波及の発信源”として発展することが期待される。

#### 参考文献

- ・伊藤修一郎『自治体政策過程の動態：政策イノベーションと波及』慶應義塾大学出版会、2002年
- ・牛山久仁彦編著『広域行政と自治体経営』ぎょうせい、2003年
- ・西尾勝『地方分権改革の道筋』公人の友社、2007年
- ・「八王子における地域自治組織を考える」八王子市都市政策研究会議編『まちづくり研究はちおうじ』第4号、2007年